

3 月 4 日 ( 月 )



# 平成31年3月4日（月曜日）

午前10時0分開議

## 出席議員（36名）

1番	武田浩一	（自由民主党くしま）
2番	有岡浩一	（郷中の会）
3番	重松幸次郎	（公明党宮崎県議団）
4番	来住一人	（日本共産党宮崎県議会議員団）
5番	岩切達哉	（県民連合宮崎）
6番	西村賢	（宮崎県議会自由民主党）
7番	後藤哲朗	（同）
8番	二見康之	（同）
9番	日高博之	（同）
10番	野崎幸士	（同）
11番	日高陽一	（同）
13番	蓬原正三	（同）
14番	凶師博規	（愛みやざき）
15番	河野哲也	（公明党宮崎県議団）
16番	前屋敷恵美	（日本共産党宮崎県議会議員団）
17番	渡辺創	（県民連合宮崎）
18番	高橋透	（同）
19番	徳重忠夫	（宮崎県議会自由民主党）
20番	丸山裕次郎	（同）
21番	中野一則	（同）
22番	中野廣明	（同）
23番	横田照夫	（同）
24番	黒木正一	（同）
25番	松村悟郎	（同）
27番	井上紀代子	（県民の声）
28番	新見昌安	（公明党宮崎県議団）
29番	田口雄二	（県民連合宮崎）
31番	太田清海	（同）
32番	緒嶋雅晃	（宮崎県議会自由民主党）
33番	右松隆央	（同）
34番	山下博三	（同）
35番	濱砂守	（同）
36番	坂口博美	（同）
37番	星原透	（同）
38番	井本英雄	（同）
39番	外山衛	（同）

## 欠席議員（1名）

30番	満行潤一	（県民連合宮崎）
-----	------	----------

## 地方自治法第121条による出席者

知事	河野俊嗣
副知事	郡司行敏
副知事	鎌原宜文
総合政策部長	日隈俊郎
総務部長	畑山栄介
危機管理統括監	田中保通
福祉保健部長	川野美奈子
環境森林部長	甲斐正文
商工観光労働部長	井手義哉
農政水産部長	中田哲朗
県土整備部長	瀬戸長秀美
会計管理者	福嶋幸徳
企業局長	凶師雄一
病院局長	桑山秀彦
財政課長	吉村達也
教育長	四本孝道
警察本部長	郷治知
監査事務局長	郡司宗一
人事委員長	濱砂公一

## 事務局職員出席者

事務局局長	片寄元道
事務局次長	上山伸二
議事課長	齊藤安彦
政策調査課長	日高民子
議事課長補佐	濱崎俊一
議事担当主幹	山口修三
議事課主任主事	井尻隆太
議事課主任主事	三倉潤也

◎ 一般質問

○蓬原正三議長 これより本日の会議を開きます。

本日の日程は一般質問であります。

ただいまから一般質問に入ります。まず、凶師博規議員。

○凶師博規議員〔登壇〕(拍手) おはようございます。本日は傍聴席に、私の中学校のころの恩師であります先生が来られております。今も私の応援団の役員を引き受けてくださっており、ずっと見守り、時には厳しい御指導を受けてきました。きょうは、その先生に——何かちょっといつもと感じが違うんですが——感謝の気持ちを込めながら、質問に入らせていただきます。

皆様、思い出してください。もう3年以上前の出来事になりますが、宮崎市橘通東4丁目高千穂通りの交差点で、軽乗用車が歩行者と接触する事故を起こし、その後、時速60キロメートルほどのスピードで歩道に乗り上げ、数百メートルにわたり歩道を暴走し、次々に歩行者をはねた後に宮崎駅前交差点付近で横転するという大惨事が発生しました。

この事故で7人がはねられ、うち女性1人がドクターヘリで病院に搬送されたものの亡くなられ、この女性ともう1人のとうとい命までが奪われるという痛ましい事故は、今も皆様の記憶に鮮明に残っていることと思います。

今回、質問を作成するに当たり、この事故に直接かかわられた病院関係者、警察官そしてマスコミの方々と意見交換をしながら、今後このような悲惨な事故を起こさないようにするためには、どのような政策を講じるべきなのか、話をしてきました。

事故を起こした73歳男性は、鹿児島県日置市から100キロメートル以上も運転をしてきたにもかかわらず、どのように宮崎に来たのかも、どこに来ているのかすらもわからない、いわゆる認知症であることが判明しました。また、事故を起こす2日前まで、認知症の治療のために入院していたこともわかりました。

被害者とその御家族の怒りは、加害者だけではなく、認知症対策のおくれにも向けられています。

少し角度を変えます。

本県は、認知症の方の増加ももちろんではありますが、全国でも人口当たりの精神科病床の数が上位に位置しています。

全国的に見ると、この精神科病床数は減少傾向にあるのですが、本県の病床数が減らない一つの原因として、認知症の方々の精神科病棟への入院が増加しているという現状があります。

認知症は、早期に医療的介入をすれば、症状が緩和されるなり改善が期待できる、そのような可能性があります。本来であれば、住みなれた地域で、その介護サービスを受けながら、または、その地域にある認知症専用のグループホームという高齢者施設などで療養されるのが望ましいわけなんです。圧倒的な介護人材の不足により、地域での療養はかなり困難で、ゆえに精神科病棟への長期入院を余儀なくされているという現状があります。

そこでまず、本県の認知症者の推計と推移、及びその認知症者の方々が医療機関にどの程度入院されているか、その現状について福祉保健部長にお伺いいたします。

またあわせて、現在、運転免許証更新時に行われている認知機能検査の実施状況について、警察本部長に伺います。

2点をお伺いいたしまして、以下の質問は、質問者席から行わせていただきます。(拍手)  
〔降壇〕

○福祉保健部長(川野美奈子君)〔登壇〕 お答えいたします。まず、認知症高齢者の数と将来推計についてでございます。平成27年度に国が公表した認知症有病率に基づきますと、本県の65歳以上の高齢者の約5万人が認知症と推計されます。また、2025年には高齢者数の増加と有病率の上昇に伴い、認知症高齢者が約7万人に達すると見込まれます。

次に、認知症患者の受診状況であります。平成29年の国の調査によれば、本県の精神科病院に入院している状況で申し上げますと、患者約5,000人のうち、全体の約2割に当たる約1,100の方が、アルツハイマー病型認知症と血管系認知症として受診しております。以上であります。〔降壇〕

○警察本部長(郷治知道君)〔登壇〕 お答えします。認知機能検査の内容と受検者数の推移についてであります。

認知機能検査は、75歳以上の高齢運転者に、免許更新時の高齢者講習を受講する前に受けていただく検査で、その結果、記憶力・判断力の低下が見られる方は医師に診断していただく制度です。検査は、年月日、曜日、時刻を答える、見た絵を覚え、どんな絵だったかを答える、指示された時刻の時計の絵を描くという内容です。また、認知機能が低下した場合に行われやすい信号無視など一定の違反行為をした高齢運転者に対しては、臨時の認知機能検査を行います。検査の内容は同じであります。

次に、認知機能検査の受検者数は、平成29年中は、2万6,238人、平成30年中は、2万9,397人でありますので、3,159人増加しております。

以上であります。〔降壇〕

○図師博規議員 福祉保健部長の御答弁で、認知症の方の増加、これはもう明らかなわけであります。また、精神科病床への入院、これも地域での施設が足りない、人材が足りないという大きな課題がそこにはあります。

しかしここからは、免許証の自主返納制度の展開に絞って質問をしてみたいです。

まず、今、警察本部長の答弁にありましたが、平成30年だけでも3万人近い方々が認知機能検査を受けられているということですが、その被検者のうち認知機能の低下のおそれがあるとされる第2分類の方々がいらっしゃいます。それともう一つ、認知症のおそれがあるとされる第1分類の方がいらっしゃいます。特にこの第1分類、認知症のおそれがあるとされるに該当する方々がどれほどいらっしゃるのか、また、それらの方々にはどのような指導をされているのか。さらに、その指導に基づいて運転免許証の自主返納をされる方はどれほどいらっしゃるのか。

さらにもう一つ、その認知症のおそれがあるとされる第1分類の方のうち、運転を継続されている方はどれほどいらっしゃるのでしょうか、警察本部長にもう一度お伺いします。

○警察本部長(郷治知道君) 平成30年中に認知機能検査を受検した2万9,397人中、記憶力・判断力が低くなり、認知症のおそれがある第1分類の方は824人おられます。このうち、診断書の提出命令を受けた方は338人おられまして、提出命令後は、警察官が、対象の方に個別に電話をおかけしたり、自宅を訪問して、早期の提出を促しております。

その結果、取り消し処分や自主返納などで206人の方が、免許を失われております。

また、認知症ではないと診断された132人の方が、運転を継続されております。

**○凶師博規議員** 第1分類に該当された方でも、診断書提出命令があつて、その診断書に基づいて認知症ではないという診断がされれば、運転が再開されることがわかりましたが、詳しく聞いてみますと、認知症の診断を受けるためのテストというのは、繰り返し受けられるんですね。何回でも受けていい。つまり、同じテストを何回も受ければ、それだけ学習ができるということで、果たしてその精度がどの程度なのかというのは、少なからず疑問が残るところでもあります。

次に行きます。

それでは、運転免許証の更新は、3年に一度ですよね。つまり、単純に計算して、この第1分類、認知症のおそれがあると分類される方々、診断書の提出を必要とされる方々は、単年度だけで338人いらっしゃるわけですから、掛ける3年、つまり1,000名を超える方々が、もしかすると、認知症のおそれがあるまま、今、県内で運転をされているというような推測ができるものなのではないでしょうか。潜在的な認知症の方々がどれくらいいらっしゃるものなのではないでしょうか。警察本部長、もう一度お願いします。

**○警察本部長（郷治知道君）** 認知症のおそれがある運転者につきまして、正確な数を把握することは容易ではありませんが、認知機能検査により把握しているほか、交通事故、徘徊高齢者の取り扱い、職務質問などの警察官による現場活動、家族や本人からの相談、近隣の方からの通報、また、交通事故を頻繁に起こしているかどうかなどによりまして、把握に努めているところでございます。

**○凶師博規議員** 地域の方からのそういう細か

な情報もちゃんと拾い上げて、認知症のおそれがある方には未然の対応をされているということがわかりました。

それではさらに、地域との連携を図るために、運転免許証を自主返納された高齢者に関する「情報連絡同意書制度」というものがあると聞いております。その内容が一体どういったものなのか、また、その情報提供がされた後に、地域に住まわれている認知症の方々をサポートするために、どのような連携、もしくはモデル的なサポートをされているのか、そこを教えてください。警察本部長。

**○警察本部長（郷治知道君）** 警察では、運転免許を返納された高齢者に対する支援の取り組みとして、返納者やその家族の同意のもとに、返納者の情報を市町村に提供する情報連絡同意書制度を昨年2月に開始しまして、8月からは県内全市町村に対して実施しております。

返納者のうち約4割の方が同意されまして、昨年、本制度に基づき連絡した件数は1,630件あります。

各市町村に提供した情報をもとに、地域包括支援センターの方が、返納者に対する家庭訪問や電話相談により、移動手段に関する補助制度の紹介や買い物支援を行うなど、返納後の生活支援につながる望ましい例を承知しております。

今後とも、免許を返納された高齢者に対する支援の充実に向けまして、市町村を初め、関係機関・団体との連携を進める考えであります。

**○凶師博規議員** 今、返納者の方、同意者の方、4割なおかつ1,630件も対応されているということは、全国的には非常に高い数字だと聞いております。今後さらなる連携を求めます。

次に、高齢者が安心して暮らせるための環境

を整えるという意味で、県と県警そして大学などが連携して、さまざまなサービス提供の模索がされているとも聞きます。新たな取り組みのために新たな協議会が立ち上がったようですが、その協議会、一体どういうものなのか。これは総合政策部長にお伺いします。

○総合政策部長（日隈俊郎君） 宮崎県高齢者移動手段確保等協議会でございますけれども、これは県、県警本部、各市町村及び、県社会福祉協議会や宮崎公立大学等を構成員として、1月25日に設置したところであります。

この協議会の目的は、ますます高齢化が進み、高齢運転者のかかわる重大な交通事故の発生が懸念される中、高齢者の移動手段確保という課題に取り組むものでございます。

今後、高齢運転者の交通事故防止対策の推進や情報交換等を行い、自動車の運転に不安を感じる高齢者の生活等を社会全体で支える体制の整備を目指してまいりたいと考えております。

○凶師博規議員 その高齢者移動手段確保等協議会の中で、地域の方々の相互扶助による配車送迎サービスを実現するためのアプリの開発などの事例が発表されたとも聞きますが、もし、そのようなサービスが実現するならば、これは、都市部よりも中山間地域における移動困難者の方々をサポートする画期的なサービスとなるだけではなく、全国に先駆けた取り組みにもなろうかと思えます。では、実際この協議会がどのようなサービス提供を具現化していこうとのお考えで、今後協議を進められていくのでしょうか。再び総合政策部長にお伺いします。

○総合政策部長（日隈俊郎君） 先日の協議会で事例発表していただいたところでございますけれども、これは宮崎公立大学において、互助輸送を含む地域住民と連携した生活支援や見守

りといったシステムを研究していただいているところでございます。

具体的には、既存の交通手段を補完する互助輸送で、高齢者が容易に利用できるICカードを活用したシステムを構築する実証実験を行いたいと聞いております。

そのほか、市町村の取り組みといたしまして、高齢者向けのバスカード等の発行や、コミュニティバス、乗り合いタクシーなどがありまして、電話予約により、乗車する場所や時間が指定できるオンデマンド運行が実施されているところもあります。

さらに、地域住民主導型のボランティア輸送を目指しまして、公共交通空白地域で座談会を開催している事例もございます。

今後とも、高齢者の交通安全推進の観点から、関係機関と連携を図り、運転免許を返納した後でも安心して暮らしていけるよう、社会全体で支え得る環境整備に取り組んでまいりたいと考えております。

○凶師博規議員 この認知症対策や高齢者の移動手段の確保に関しては、今の協議会もですが、警察本部長も強い思い入れがあると聞いております。ぜひ、その事業の成果が上がることを期待しております。

それでは続きまして、知事の政治姿勢とそれに関する質問を行ってまいります。

まず、来年度予算の内容についてであります。その柱として防災・減災対策の強化、またそこに重きを置く積極型の予算となっております。

そこでまず、防災・減災に対する事業の整備内容と予算規模について、知事にお伺いします。

○知事（河野俊嗣君） 切迫する南海トラフ地

震や頻発化、激甚化する豪雨などによる大規模自然災害から県民の生命、財産を守り、社会機能を維持するための社会資本の整備は喫緊の課題であると考えております。

このため、平成31年度当初予算案におきまして、国の「防災・減災・国土強靱化のための3か年緊急対策」を受けまして、ハード・ソフト対策に必要となる約171億円を別枠で措置しまして、河川内の樹木伐採や掘削、橋梁の耐震補強、道路のり面の防災対策や農業用ため池の改修、治山施設の整備などを集中的に実施することとしております。

また、3か年緊急対策以外では、新規事業として、スポーツランドみやぎの中核を担う県総合運動公園におきまして、3万1,300人を収容可能な津波避難施設の整備に、来年度は約18億円を措置するなど、県土の強靱化を一層加速化させることとしております。

今後とも、安全安心な暮らしの確保に向けまして、国や市町村、関係機関と連携を図りながら、防災・減災対策、社会基盤の強靱化に積極的に取り組んでまいります。

**○凶師博規議員** 答弁の内容に、南海トラフ地震を想定しているとありましたが、県は特に日向灘沿岸の自治体と連携して、沿岸自治体の防災計画と連動した整備を進めていく必要があると考えます。

そこで、西都・児湯議長会からの継続的な要望事項であります、「県道高鍋美々津線における夜間避難誘導灯設置」についてであります。今まで、誘導灯と車両との接触防止の観点から、高さ4.7メートル以下の誘導灯の設置は認められておりませんでした。

しかし、他県では、街灯の設置基準を車道と歩道に分け、歩行者をより効果的に誘導するた

めの街灯の設置に関しては、2.5メートルでも可とする基準を設けるなど、住民ニーズに合わせて柔軟に対応している自治体もあります。本県も設置基準の見直しを考えるべきと考えますが、県土整備部長いかがでしょうか。

**○県土整備部長（瀬戸長秀美君）** 川南町が計画していました、県道高鍋美々津線への津波避難誘導灯の設置につきましては、本県の道路専用許可基準における、路面から灯具までの高さ4.7メートル以上という条件を満たしておりませんでした。

しかしながら、津波避難誘導灯は、住民の生命を守る公共性の高い施設であることを踏まえ、基準の改正について検討したところであります。

その結果、国や他県の基準を調査し、通行への影響等を確認した上で、歩道部における灯具の高さを、道路に関する法令で規定されております2.5メートル以上とする改正を行ったところであります。

今後とも、道路専用許可に当たりましては、適正かつ迅速な判断により、業務を遂行してまいります。

**○凶師博規議員** すばらしい。今の夜間避難誘導灯設置に関しては、川南町に限ったことではありません。県道と関連するこのような整備に関しては、今のような柔軟な対応は大変ありがたいと思います。

それでは次に、先ほど知事答弁にもありましたが、木花の総合運動公園内に合計3万1,300人を収容する避難所を5カ所整備する計画があるとのことでしたが、特に陸上競技場に隣接する保安林に盛り土をして、高さ9メートル、長さ360メートル、幅35メートルの高台を整備し、そこを避難所としても利用する計画となってい



るようです。

この盛り土高台避難所を含む避難所総事業の概要を説明してください。県土整備部長。

**○県土整備部長（瀬戸長秀美君）** 総合運動公園津波避難施設整備事業につきましては、南海トラフ地震による津波に備え、新たな避難施設を整備するもので、避難時の安全を第一に、また、通常利用や経済性などさまざまな観点から複数の設置場所や工法を検討した上で、計画しております。

今回の事業では、利用者の避難距離が500メートル以内となるように、サンマリスタジアムなど4カ所に、計6,200人が収容できる避難デッキを、第1陸上競技場の東側に2万5,100人が収容できる盛り土高台を1カ所、合計で3万1,300人が収容できる5カ所の避難施設などを整備することとし、事業期間は平成32年度までの2年間を予定しております。

総事業費は、東九州自動車道の工事で発生する土の盛り土高台への活用状況により、約42億円から62億円となります。

平成31年度は、18億4,000万円を計上しており、避難デッキ2カ所と盛り土高台の工事に着手する予定であります。

**○凶師博規議員** 盛り土高台の避難所だけで2万5,100人を避難させる計画となっています。では、実際に南海トラフ地震が発生した場合、本県沿岸地域への津波到達予想時間はどうなっているのでしょうか。

特に、今答弁していただいた総合運動公園周辺へはどれくらいで津波が到達するのか、あわせて御答弁いただきたい。これは危機管理統括監、お願いします。

**○危機管理統括監（田中保通君）** 県では、南海トラフ沿いでマグニチュード9クラスの地震

が発生した場合の津波浸水開始時間や津波高などの想定を公表しておりますが、県内沿岸における津波浸水開始時間の最短値は、日南市で約14分、ちなみに津波高の最大値は、串間市で約17メートルとなっております。

また、県運動公園付近の津波浸水開始時間は、地震発生後、約25分から30分と想定しております。なお、浸水の深さは約2メートルから10メートル未満、運動公園西側の地域にも沿岸から最大約4キロメートル程度奥まで浸水すると想定しております。

**○凶師博規議員** 今の御答弁ですと、津波が盛り土高台に到達するまでに、地震が発生してから25分から30分程度ということです。では、その盛り土高台に避難してもらった2万5,100人が避難完了するまでに要する時間は、何分かかるとシミュレーションされているのでしょうか。

本当に浸水時間内に盛り土高台に安全に避難が完了するのかどうか。これは県土整備部長にお伺いします。

**○県土整備部長（瀬戸長秀美君）** 今回計画しております全ての避難施設につきましては、先ほどお答えしましたとおり、利用者の方々の避難距離が500メートル以内となるように配置しており、例えば、国の指針で歩行速度が毎秒0.91メートルの車椅子を利用される方につきましては、500メートルを約19分で避難完了するとのシミュレーションをしており、津波浸水開始時間の25分以内で安全に避難していただけるよう計画しております。

特に、盛り土高台につきましては、第1陸上競技場の東側芝生スタンドと接続させるなど、多くの利用者の方々が、斜面を利用してどこからでも登れる構造となるよう、検討しているところでもあります。

さらには、避難誘導看板の設置や利用者への事前周知、園内放送、避難誘導訓練の実施など、日ごろからの備えを十分に行い、利用者の方々が迅速かつ安全に避難していただけるよう取り組んでまいりたいと考えております。

○**函師博規議員** 盛り土高台を整備するエリアの避難対象者数は、2万7,400人となっています。2万7,400人といえば宮崎市清武町の人口とほぼ同じ数ですが、その人数の大半である2万5,100人が1カ所の高台避難所に移動し、その全員が、一番時間がかかる方でも19分以内で避難が完了するという答弁でした。

が、避難する方々の中には、高齢者や障がい者、子供たちもたくさんいらっしゃると思います。その方々が今のシミュレーションどおりに毎秒91センチ程度移動できれば安全なんですよという説明を聞いて、「ああそうか、安全だ」と納得する県民はどれほどいらっしゃるでしょうか。

知事は青島太平洋マラソンに出られるのでよくわかると思うんですが、集団が動き出すときに、先頭が動き出したからといって最後尾が同時に動けるということはまずありません。1万人程度が一斉にスタートするマラソン大会であっても、最後尾が500メートル進むには何分も時間がかかりますよ。今の県土整備部長の御答弁なり、私の見解を聞いていただいて、知事は率直にどのような感想をお持ちですか。

○**知事（河野俊嗣君）** さまざまな状況というものシミュレーションしながら訓練を重ねるなどして、安全性を高める工夫にこれからも努めてまいりたい、そのように考えております。

○**函師博規議員** 地震が発生して、一斉に冷静に移動が行われた場合のシミュレーションが、今の答弁です。実際に地震が発生した直後は、

けが人、病人、転倒者が続出するパニック状態で、まず情報収集をして、どこにどのように避難しなければならないか、その判断をする時間も要します。

ましてや盛り土高台は、総合運動公園の南側運動広場からは500メートル離れており、その500メートルは海側に向かって避難をしなきゃいけない500メートル。つまり、迫りくる津波に向かって500メートル移動を冷静にできるものなのでしょうか。私は、そこに非常に疑問を持っております。

今、知事も言われましたが、避難誘導訓練ももちろんしていただきたい。それも、シミュレーションどおりに本当に避難できるものなのか、かなりの数は要すると思いますが、できる限りリアルな実証実験をまずやっていただければと思います。

次に行きます。

国体はもちろんのこと、中体連や高校総体などの運営主体となる陸上競技連盟を含む関係団体は、木花に新たな陸上競技場の設備を求めてきましたが、協議はずっと平行線のままでした。

しかし、ここに来て、山之口に新陸上競技場を整備建設することに加え、木花の陸上競技場も再整備をすることで折り合いがついたとのマスコミ報道がありました。

関係団体とどのような協議経過を経て、その折り合い、合意に至ったのか。これは総合政策部長にお伺いします。

○**総合政策部長（日隈俊郎君）** 陸上競技場につきましては、昨年11月に、陸上とラグビーの2つの競技団体から、県総合運動公園に新設してほしいとの要望があったことを受けまして、サッカーと障がい者スポーツ協会を加えた4つ

の競技団体と意見交換を重ねてきたところであります。

各団体からは、県総合運動公園は、スポーツランドを支える基盤であり、活用していくべきだとの意見や、都城市山之口町での基本計画案では、公園内の段差など課題が多いといった意見をいただきました。

これに対しまして、私ども県からは、整備地選定の考え方や検討の経緯を丁寧に繰り返し御説明するとともに、県総合運動公園につきましても、津波対策や必要な改修等を行い、今後も活用していくこと、また、基本計画案を一部見直し、公園内の段差をできる限り解消する方向で検討していくこと、さらに、その他の課題につきましても、競技団体の意見も伺いながら検討を進めていく考えであることなどを、お伝えしてきたところでございます。

この協議の結果、各競技団体ともそれぞれの立場はあると思いますが、新たな陸上競技場の整備につきましては、これまでの方針に沿って取り組んでいくこととなったところでございます。

**○凶師博規議員** 今後も関係団体との協議は続けられていくことになるとと思いますが、これまでも、それら団体から整備要求をされてきました、木花の陸上競技場の観客席の増設や夜間照明施設や電光掲示板の設置、さらには室内練習トラックの拡張などの整備に関しては、どの程度対応されていく考えがおありなのか、総合政策部長にもう一度お伺いします。

**○総合政策部長（日隈俊郎君）** 現在の県総合運動公園の陸上競技場につきましては、各競技団体からは、競技会の運営に必要な部屋数の不足や老朽化のほか、記録・通信用ケーブルの通信障害など、競技会の開催や運営等に支障が生

じており、改善してほしいとの御意見を伺っております。

県総合運動公園は、多くのスポーツ施設が集積し、東京オリパラの事前合宿やプロチームのキャンプで利用されるなど、国内外からも高く評価されておりまして、スポーツランドみやぎの拠点として引き続き活用していく上からも、津波避難対策を講じるとともに、改修も行う必要があるものと考えております。

なお、具体的な内容につきましては、競技団体の御意見もお伺いしながら、今後、検討を進めていくこととしております。

**○凶師博規議員** 最大限、関係団体の意見に沿うような整備ができることを期待しております。

続きまして、県は2つの陸上競技場を整備し、そこにかかる多額の建設費と毎年毎年の維持費の負担を県民に強いることとなります。それであれば、県民の福祉向上につながるような利活用をしていく必要があります。

しかし、単純に考えて、人口減少と少子化の進展の中、同じ施設を2つつくれば、維持費は2倍、稼働率は2分の1になってしまいます。そのため、県外からよほど多くの利用者と呼び込まない限り、稼働率は上がることはありませんが、合宿や大会などで来県している県外の高校・大学・社会人チームは、パブリックコメントなどで、山之口にできる陸上競技場使用には難色を示しております。

県外の競技者を誘致していくことは、今後、かなり困難が予想されますが、この2つの陸上競技場をどう利活用し、稼働率を上げていく計画が、現時点であるのか、総合政策部長にお伺いします。

**○総合政策部長（日隈俊郎君）** 現在の県総合

運動公園の陸上競技場でございますけれども、これは年間を通して、毎週末にさまざまな行事等で利用されておりまして、調整が難しい状況も出てきております。中には、希望どおりの日程が確保できず、大会が実施できない、あるいは、平日での大会実施を余儀なくされるなど、かなり過密な利用状態となっているのが現状でございます。

特に春季キャンプの時期は、県内外からの利用希望に十分応えることが難しい状況にありますことから、2つの陸上競技場を持つことで、県内外の大会開催や合宿誘致等の受け皿がふえまして、これまでの過密な利用状態の解消も図られるものと考えているところでございます。

また、競技会や合宿だけでなく、さまざまなイベントへの活用も考えられますので、2つの陸上競技場の役割分担を含め、地元市や競技団体とも連携しながら、その利活用について検討してまいりたいと考えております。

**○図師博規議員** それでは、今後、維持費等が増額するというのを念頭に置きつつ、次の質問に移ります。

昨年夏の全国高校野球甲子園大会の宮崎県代表は日南学園、冬の花園ラグビー全国大会出場は高鍋高校、春の高校バレー全国大会は、男子は都城工業、女子は延岡学園。そして春の選抜高校野球には、先日、知事が表敬訪問を受けた日章学園が会場をいたします。

どの競技も、どの高校も、本県を代表して県民の期待を背負って戦います。一つの勝利が、多くの県民に勇気と感動を届けてくれます。

知事の公約にもあるとおり、甲子園で優勝が実現するならば、すさまじく宮崎が盛り上がることは間違いありません。しかし、全国大会に出場し、勝ち進むことにより、経費も大きくな

るという現実があります。

本県代表として、全国大会出場校がどれほどの経済的負担をしているのか、県は把握しているのでしょうか。これは教育長に伺います。

**○教育長(四本 孝君)** 高校生が本県代表として全国大会に出場するに当たりましては、各学校ごとに派遣規定が定められておりまして、例えば、「派遣対象者は登録選手のみとする」「移動は最も経済的な経路・方法によるものとする」などの規定に基づき、生徒の所属する学校が、交通費や宿泊費を支給しております。

また、県も、全国高等学校総合体育大会等の出場の際、県高等学校体育連盟を通じて、各学校に対し一定額の派遣補助を行っております。

ただし、登録選手以外の旅費、規定を超えた交通費や宿泊費などについては、保護者等が寄附を募るなどして費用を補っているといった実態もあると認識をしております。

**○図師博規議員** 派遣規定の説明はありましたが、では、具体的にどれだけの負担がかかっているのか、高鍋高校ラグビー部の内容を例に挙げて説明します。

8年連続で花園に出場している高鍋高校ラグビー部ですが、全国大会出場に際して、学校側から派遣費補助として支出されている額は、209万8,000円余です。が、実際にかかる費用は、選手、控え選手、マネージャー、コーチなどの遠征費や事務局費などを合わせると、1,724万8,000円余かかっております。何と、その差額は1,500万円にもなります。この差額を埋めるために、保護者やラグビー部OBが中心となって、寄附を集めなければなりません。

ちなみに今回、高鍋高校ラグビー部の保護者の方々の寄附金集めの目標額は、1人12万円

す。12万円は、なかなか簡単に寄附を集められる額ではないと思います。

これは高鍋高校ラグビー部に限ったことではなく、先ほど紹介したどのチームにも当てはまる実情で、全国大会出場のみならず、合宿や練習試合で県外に行く際には、その都度、負担金を徴収している学校もあります。

このままでは、余りにも保護者の負担が大き過ぎます。明らかに学校が拠出している派遣費補助が少な過ぎます。対応を検討すべきと考えますが、知事の見解をお伺いします。

**○知事(河野俊嗣君)** 御指摘のように、全国大会における本県代表の活躍というものが、県民の皆様には大きな希望や感動、そしてふるさと宮崎に対する自信と誇りを与える。スポーツの持つ力と可能性を改めて実感するところであります。

本県においては、7年後に2巡目国体を控えておりますことから、昨年7月に策定しました競技力向上基本計画の中で、高校生などの少年競技力の向上を重要な柱の一つとして位置づけているところであります。

御質問のとおり、ラグビー、それからそれ以外の競技におきましても、全国大会への出場に際して、関係の方々からさまざまな支援をいただいている例があるとお聞きしておるところであります。私自身も、少年サッカーではありますが、自分の子供が全国大会に出場した際に、さまざまな形での寄附なりを募った、そのような経験をしたところであります。

県といたしましても、全国大会出場校に対して、一定額の補助を行っているところでありますが、今後とも、強化指定校や県選抜チームへの補助などを含め、総合的な視点に立って、効果的な支援に努めてまいりたいと考えておりま

す。

**○図師博規議員** 今答弁にありました8年後国体、そして同時開催される全国障がい者スポーツ大会は、やはり通過点なんですね。その通過点を選手として通過できるのは、今の小学生、中学生、高校生、そして特別支援学校の生徒たちです。その子供たちが、保護者の負担を気にすることなく打ち込める環境を整えるべきです。宮崎の未来を背負う若者に、そして県民に血が通うソフト事業の予算増額を期待します。

では続いて、次の質問にまいります。外国人の就労拡大政策と人口対策について伺います。

外国人労働者の現状としては、人手不足を補う安価な人材として、期間労働的就労が中心ではありますが、人口減少が深刻化している地方自治体ほど、継続更新可能な在留資格を持った外国人を活用した生産性の向上や、外国人を地域の基幹人材として育成する時代へと移り変わろうとしています。

そこでまず、本県で就労している外国人の方々、どのような制度やどのような在留資格を持って就労しているのか、その総数と伸び率がどうなっているのか、説明を求めます。商工観光労働部長、お願いします。

**○商工観光労働部長(井手義哉君)** 宮崎労働局によりますと、平成30年10月末現在の本県の外国人労働者の主な在留資格及び人数は、「技能実習」が2,800人、留学などの「資格外活動」が481人、永住者などの「身分に基づく在留資格」が461人、「専門的・技術的分野」が375人となっております。

また、県内の外国人労働者数は、5年前の26年10月末時点の1,885人と比較して、30年は4,144人と、約2.2倍に増加しております。

**○図師博規議員** 本県も、ここ4～5年で2倍

以上の伸び率となっているということです、都道府県別の外国人数の増加データがありまして、これを見ますと、本県以上に熊本県、鹿児島県、北海道、島根県、沖縄県などがふえており、軒並み、地方の自治体ほど大きな伸び率となっております。

先ほど答弁にもありました、技能実習制度による外国人労働者は、法改正が行われたとしても一定期間で帰国されますが、社会・経済・文化などの分野で日本への貢献があると認められる外国人は、大学教授や医師、スポーツ指導者など高度専門職の外国人で、これらの方々は、一定条件を満たせば永住資格を得ることができます。

これからは、外国人を期間労働者として捉えるのではなく、海外からのIターン、または国内からのUターン、Jターンの移住対象者として誘致すべきであります。

知事も、ここ4年で取り組む政策の一つに、移住・UIJターンの取り組みを強化し、あわせて外国人の受け入れ拡大に対応する仕組みづくりや環境整備に努めると明言されています。

その外国人の就労と移住に関してスムーズにアプローチできるのが、日本に興味を持ち、日本語を学び、専門性の高い職種への就職が可能な外国からの留学生です。

では、現在、県内の留学生の県内就職につながるように、県としてどのようなアプローチをされているのでしょうか、商工観光労働部長。

**○商工観光労働部長（井手義哉君）** 法務省の統計データによりますと、平成29年に県内に就職した外国人留学生の数は11人でありまして、他県に比べて低い水準でありますことから、外国人留学生の県内就職につきましても、外国人留学生に県内企業を知ってもらうことや、県内

企業に外国人留学生を採用するメリットを理解してもらうこと、また中小企業における在留資格の変更手続きの支援など、さまざまなアプローチが必要であると考えております。

そのため、県では現在、高度な知識や専門性を有する外国人留学生の県内企業への就職を促進するため、外国人留学生及び県内企業向けセミナーや交流会などを実施しているところでありますけれども、今後、関係機関と連携して、外国人留学生に対する企業情報の提供やマッチング支援などにも取り組んでまいりたいと考えております。

**○凶師博規議員** 宮崎大学の留学生担当の方とお話ししたんですが、留学生にとって宮崎はすごく好まれる地域ようです。それはなぜかというと、家賃が安い、生活費が安くて済む。しかし、これが就職となるとまた別問題で、やはり給料がいい都会を望まれる。だからこそ、今の留学生に丁寧に、きめ細やかに、今、部長が答弁されたようなアプローチをさらに充実させていただきたいと思います。

どの分野も今、人手不足ではありますが、特に福祉・介護の分野は、今後さらに困難をきわめていきます。

そこで、特別委員会で静岡県に行き、外国人介護人材育成・確保策について調査をしてきました。

静岡県では、「外国人介護福祉士候補者受入施設学習支援事業」や「外国人介護職員教育マネジメント支援事業」など、つまり、外国人の方々とそれを受け入れる施設側、両方にアプローチをして、その外国人材の方々に静岡県に住んでもらう事業展開をして、成果を上げられてきております。

では、本県におきまして、外国人の介護人材

確保のためにどのような事業展開をされているのか、福祉保健部長にお伺いします。

**○福祉保健部長（川野美奈子君）** 外国人介護人材の受け入れにつきましては、これまで、老人福祉サービス協議会など関係団体との意見交換や事業所への実態調査を行いながら、就労の状況や受け入れに係る課題の把握に努めてきたところであります。

また、介護福祉士の資格取得を目指し養成施設で学ぶ学生向けの修学資金について、今年度、初めて外国人留学生5人にも貸し付けを行い、その就業を支援しているところであります。

県としましては、国内人材の確保対策とあわせ、外国人介護人材を必要とする事業所が円滑に受け入れができますように、情報提供や受け入れ体制の整備など、引き続き、現場の声を聞きながら、必要な支援策等を講じてまいりたいと考えております。

**○図師博規議員** 私のところには、施設の経営者の方から、とにかく人材が足りない、外国人を雇用しようにも、そのすべがない、人脈がない、もちろん国の制度はあるものの、それがまだ未確定な部分が多い、ぜひ行政、県が間に入ってくれないかという声は、たくさん届いております。私もその橋渡しの一役を担えればと動いております。

私が参加している勉強会で、筑波大学の教授がこのようにおっしゃっています。「外国人の住民誘致の意思を持ち、明確に歓迎するメッセージを打ち出している自治体は、一部を除きほとんどない。まさにブルーオーシャンだ」と。ブルーオーシャンとは、競争相手のいない領域のこと。逆に、ブルーオーシャンに対しレッドオーシャンとは、血を血で洗うような激

しい領域のこと。

外国人の住民誘致はブルーオーシャンとはいえ、既に佐賀県では、県が外国人を対象にした「ヒューマンアカデミー日本語学校」を誘致し、県内就職をさらに進めていたり、熊本県では、商工観光労働部内に「熊本県外国人材受入支援センター」を設置し、技能実習制度を初めとした外国人受け入れに関する相談窓口を設置して、そこのワンストップ化を実現しているんですね。さらに、そこで各種セミナー等を開き、県外からの外国人もそのセミナーに参加し、熊本就職につながっていると。このように、本県も動くべきです。

まずは、県庁組織内に専門部署を設置すべきと考えますが、現在の外国人への対応状況と今後の展望について、知事にお伺いします。

**○知事（河野俊嗣君）** 御指摘のように、少子高齢化・人口減少が進行する中で、産業人材の育成・確保が喫緊の課題であります。本県におきましても、今回の新たな外国人材の受け入れ拡大につきまして、的確に対応していく必要があると考えております。

そのため県では、さまざまな政策課題に対応した庁内の部局横断的な推進体制がございしますが、このテーマに関連しました産業連携推進本部とグローバル戦略推進本部におきまして、外国人材の受け入れ・共生支援につきまして、具体的な取り組みの検討を行い、全庁的に推進していくこととしたところであります。

また、外国人住民の地域社会への受け入れには、住民に身近な市町村の役割も重要でありますことから、先般、県と市町村との連絡協議会を立ち上げて、情報共有や連携した取り組みの推進を図ることとしておるところであります。

外国人材の確保や円滑な受け入れ・共生を図

るためには、御指摘のワンストップセンターを初め——これも重要であります——庁内はもとより、国や市町村、関係団体等と連携して、しっかりと取り組む体制を築き、適切に対応してまいります。

**○図師博規議員** 外国人の方々を地域の基幹人材として捉えていくという視点、これを市町村と共有して事業展開を図っていただければと思います。

以上で私の質問を終わらせていただきます。  
(拍手)

**○蓬原正三議長** 次は、岩切達哉議員。

**○岩切達哉議員**〔登壇〕(拍手) 県民連合宮崎、社会民主党の岩切達哉でございます。多くの方に傍聴に来ていただき、感謝を申し上げます。

早速でございますけれども、壇上から、3点について質問いたします。多くの質問者とかぶるところはございますけれども、御容赦をいただきたいと思います。

知事は本議会冒頭に、県政運営の基本姿勢として、人口減少問題に徹底して取り組むとされ、その中で、外国人の受け入れ拡大に対応する仕組みづくり、環境整備に努めるとおっしゃいました。その外国人労働者を受け入れる「体制づくり」について伺います。

11月定例議会で、我が会派渡辺議員の質問に知事は、外国人住民に対する日本語学習機会の充実や、その子弟に対する教育支援を初め、外国人住民からの相談体制の充実、さらには、災害時の外国人支援体制の強化などに取り組むことで、外国人住民が地域社会の中で安心して暮らせる環境整備をしていく旨の答弁をなされました。

私は、外国人労働者は人であり、人として大

事にされる必要があるという当たり前のことを認識しながら、地域や職場において起こり得る課題に対応し、生身の人間の生活を支え、命と健康、安全安心を保持する役割が自治体にある、このように考えておるところであります。

知事の答弁では、対策の充実を国に求めるとしておるところもありますけれども、現在も、国は詳細を決定できていない、そのように感じております。県としては、できる準備を先んじて行うことが必要であると考えます。知事は、どのような準備をしていこうとされているのか、具体的なおところをお聞かせください。

2点目であります。子供の貧困対策について伺います。

子供の貧困対策は、相対的貧困率16.3%という極めて高い数字、6人に一人とか7人に一人とかの高い数字の発表があつて、平成25年には子どもの貧困対策推進法の施行や、4年前には宮崎県子どもの貧困対策推進計画の策定をしてきた、そのような経過がございます。宮崎県子どもの貧困対策推進計画は、来年度までを期間とした計画で、計画の見直しがなされるものと思います。

この間、地域では、民間の実践者の方々が、子ども食堂の展開、食料配布・フードバンク事業や、無料または低額の学習支援を行うこと、さらには、社会的養護環境下の児童が大学等に進学する際の費用支援のための基金設置などに取り組んでいただきました。本当にありがたいことだと思います。

あちこちで広がる支援の輪ではありますが、公の責任として、もともとの貧困の原因を解決していくことこそが必要であつて、どうしても間に合わない部分に、食事の提供がなされたり、物品が配布されたり補完的に行われることが大



事ではないか、そのような問題意識を持ちます。

子ども食堂に、多くの企業や個人から食材が提供されるようになったことも、感謝しております。このような実践者の善意、協力者の善意に頼っていくことだけが、貧困対策ということにはならないと考えます。

県も、それらの実践者の皆さんとの意見交換などを踏まえ、必要な支援を行っておられますし、施設退所児童のアフターケアセンターなど、県としての御奮闘をいただいております。

福祉保健部長にお尋ねいたしますけれども、民間・個人の良心に頼る貧困対策、これでいいのか、公の責任はどう発揮されていくのか、これからの貧困対策について、その考えをお聞かせいただきたいと思っております。

3点目でございます。特別支援学校の寄宿舎について伺います。

障がいの状況によっては県内に1つまたは2つしかない特別支援学校でありますので、県内各地からその学校に通うために、県内には5カ所の支援学校に寄宿舎が設置されていまして、伺ったところ、107人の児童生徒が利用されていると聞きました。うち4カ所は歴史も深く、いわゆる老朽化という課題を抱えています。

私は、この寄宿舎を児童たちの生活の場と捉えます。社会的養護のことでいえば、児童養護施設、里親の家庭とか、障害児施設も含みますが、それらと共通する、「親のもとを離れて生活する場」であるということに注目をしております。

そこで、教育長に伺いますが、特別支援学校併設の寄宿舎の現状をどう認識しておられますでしょうか。率直にお聞かせいただきたいと思っております。

以上を壇上の質問として、以下の質問は質問者席から行います。(拍手)〔降壇〕

○知事(河野俊嗣君)〔登壇〕お答えします。外国人の受け入れについてであります。

外国人の受け入れに当たりましては、労働・生活の両面における支援体制の整備・充実が必要であると考えております。

まず、労働面からは、適正な労働環境を確保するため、外国人労働者に、その権利を保護する制度の周知と、外国人を雇用する事業主などへの法令遵守の働きかけに合わせて、雇用に関するさまざまな相談に対応できる体制の整備が必要であると考えております。

また、生活面につきましては、医療や福祉・教育、防災など、行政や生活全般にかかわる情報の提供や相談対応を、多言語で一元的に行う多文化共生総合相談ワンストップセンターの整備を初めとする、外国人を地域社会に円滑に受け入れるための取り組みが必要であると考えております。

これらの課題に対応するため、「宮崎県外国人材受入れ・共生連絡協議会」を立ち上げたところでありまして、県と市町村、関係機関等が一体となって、課題解決に向けた検討、取り組みを行ってまいりたいと考えております。以上であります。〔降壇〕

○福祉保健部長(川野美奈子君)〔登壇〕お答えします。子供の貧困対策についてであります。

「子どもの貧困対策の推進に関する法律」では、地方公共団体は地域の状況に応じた施策を策定し、実施する責任を有することとされております。

このため県では、平成28年3月に「子どもの貧困対策推進計画」を策定し、生活・就労・教

育などの支援の施策の柱として、現在まで子供の貧困対策に、先導的に取り組んできたところでもあります。

具体的には、生活保護などの公的扶助や医療費の助成などに加え、子供の貧困対策に取り組む民間団体への支援も行っているところであります。

県としましては、今後とも、子供の貧困対策の先導役の役割を果たしつつ、県民や民間団体、市町村と連携・協力のもと、施策を推進してまいりたいと考えております。以上でございます。〔降壇〕

**○教育長（四本 孝君）**〔登壇〕 お答えします。特別支援学校の寄宿舎の現状についてであります。

特別支援学校の寄宿舎につきましては、家庭と同じように安全で快適な場所であることが望ましいと考えております。

そのため、建設からの年数がかなり経過している施設に対しまして、外壁改修や屋根防水工事など、老朽化対策を優先的に進めてきているところであります。

県教育委員会といたしましては、子供が生活する場として、寄宿舎を含めた学校施設における教育環境整備の充実に引き続き努めてまいります。以上であります。〔降壇〕

**○岩切達哉議員** それぞれありがとうございます。まずは、外国人労働者を受け入れる体制づくりについて、重ねて質問させていただきます。

最初に、日本語教育体制について教育長に伺います。

11月議会では、県内に47名の児童が小中学校に在籍しておいて、さまざまな言語に対応しているということでした。

日本語教育を行うには、さまざまな言語に対応する日本語指導支援員の不足、また宗教や文化、慣習の違いといった多様性への対応の難しさが課題だとお答えになっておられますけれども、新年度以降、どのような対策を講じることとしたのかをお聞かせいただきたいと思えます。

**○教育長（四本 孝君）** 本県の公立小中学校におきまして日本語指導が必要な外国籍の児童生徒は、平成30年11月現在で8市町に47名在籍しており、ここ2年間で約1.5倍にふえております。

県教育委員会では、これらの児童生徒に対して、日本語指導を行う支援員を26名配置し、学習支援などを行い、不安の軽減を図っているところであります。

今後は、予想されている児童生徒の増加と、それに伴う言語の多様化に対応することが大切であると考えております。

そのため、県教育委員会といたしましては、市町村教育委員会と連携しながら、支援員数の確保に努めていくとともに、ICTを活用した多言語翻訳システムの導入について検討するなど、さらにきめ細かな指導ができるように、準備を進めてまいりたいと考えております。

**○岩切達哉議員** ICTなどを使っての支援ということでございました。現実には、つい先日のメディアの新聞に、学校に通えていない、外国から来た子供たちの問題が取り上げられておりました。ぜひそういうことが発生しないように、準備を整えていただきたいと思えます。

次いで、地域における多言語対応について、商工観光労働部長に伺いたいと思えます。

訪日外国人に対する対応は、充実させていくということが計画されておりますし、また実行

されております。バス停にローマ字表記等がつくられていることをよく見ます。

それらの努力は、当然、労働に來られ居住する皆さんにも効果を発揮すると思われまゝ。町なかにおいて、外国人に、ちょっとしたお店の案内、または道を教えるなど、そのような日常的なかかわりができる人をふやすことが必要と思ひますけれども、どのようにされていくかお聞かせいただきたいと思ひます。

**○商工観光労働部長（井手義哉君）** 外国人の受け入れ拡大や、ことしから始まるゴールデン・スポーツイヤーズの到來により、本県でも、外国人住民や観光客の方が増加し、県民の方々が外国人と接する機会が、これまで以上にふえていくことが見込まれております。

このため県では、今年度、県国際交流協会に委託をしまして、本県を訪れる外国人等に対しての簡単な挨拶を初め、公共交通機関の使い方や、県内の観光地・食といった魅力を多言語で紹介できるマニュアルを作成しているところであります。

また、国際交流協会では、県民の方々が、気軽に英語、中国語、韓国語で日常会話を楽しめる場（国際ふれあいチャット）を開催しております。県としまして、県国際交流員をこの場に派遣するなどの協力をいたしているところであります。

**○岩切達哉議員** よろしくお願ひしたいと思ひます。在留者に対する国際交流窓口の設置について、知事答弁の中に、総合相談ワンストップセンターを設置するということが、今ございました。代表質問の中でもそのように伺ったところであります。

私は、そのセンターは目立つ場所にあつてほしい。こことわかる場所であつて、気楽に立ち

寄れる場所、そういう雰囲気づくりが必要で、なおかつ、我々市民の側にも、「あそこにそういう窓口がある」としっかりと認識されるような場所であることが必要だと、このように思ひます。

現在、国際交流の窓口は、国際プラザという場所がありますけれども、その場所は大変わかりづらいようであります。ぜひ、この時期に応じて、目立つ場所に、駆け込むことができるようなそういう場所に、中心市街地の真ん中に設置してほしいと思ひますが、商工観光労働部長のお考えをお聞かせください。

**○商工観光労働部長（井手義哉君）** 国際プラザは、県民と外国人の交流の場として、県国際交流協会が設置しているものであります。

現在、お話にありましたように、宮崎市中心部の商業ビルの9階にありまして、利用者からは場所がわかりにくいといった意見もあることから、協会としまして、広報誌やホームページ、SNSなどを通じて、設置場所の周知を図っていると伺っております。

県としまして、この国際プラザで、外国人住民からの生活相談などを行っております。このことから、このプラザは、利用しやすく、わかりやすい場所が望ましいとは考えておりますけれども、現時点では、協会とともに、設置場所の周知も含め、国際プラザの一層のPRに努めているところでございます。

**○岩切達哉議員** さらに、総合相談ワンストップセンターについては、労働のために來られた皆さんが、実際の労働条件や、生活上の不安、不満と感ずることを相談できる場所であつてほしいし、そのような機能も持たせる必要があると思ひますが、引き続き商工観光労働部長のお考えをお聞かせください。

○商工観光労働部長（井手義哉君） 総合相談ワンストップセンターにおきましては、今お話にありましたように、生活の面のみならず、労働の面からの御相談もあろうかと存じております。今後、その場所、機能について検討を、関係機関等と一体となって行っていく予定でありますけれども、いずれにしましても、利用される方の利便性とわかりやすさ、どこにあるかというわかりやすさも含めて、適切な場所を考えてまいりたいと思っております。

○岩切達哉議員 少し、外国人の方の対応ということで、宮崎県がどういう準備ができていますか、そういう視点で、今度は医療に関する場面でございますけれども、医療を要する場面での通訳——現実に労働のために入国しておられれば、病気になったり、けがをすることも、または事故に巻き込まれることもあろうかと思っております。

このような医療場面での通訳があれば、的確な治療を受けられると思うのですが、現在の医療分野での通訳はどのような体制であって、これからどうされるお考えか、福祉保健部長に伺って、重ねて、県立病院の現場の実情を病院局長にお聞かせいただきたいと思っております。

○福祉保健部長（川野美奈子君） 本県の医療現場での通訳の全体の状況につきましては、把握できておりませんが、一部の医療機関では、外国語を話せる職員やスマホアプリの活用等、個別に対応されている状況であると伺っております。

今後、国が総合対策に取り組むこととされておりますので、その動向を踏まえながら、例えば、医療機関における多言語対応のための環境整備や、外国人患者の受け入れに対応できる人材を育成するための研修会の開催など、対策に

取り組んでまいりたいと考えております。

○病院局長（桑山秀彦君） 県立病院におきましては、外国人が来院された際には、医師など外国語の話せる職員による対応やスマホアプリの活用のほか、家族など通訳ができる方に同行をお願いするなどの方法によりまして、意思疎通を図っているところであります。

今後、外国人労働者が増加することによりまして、そうした方々に対する医療需要の増加や多言語による対応等が見込まれますので、今後とも十分な医療が提供できますよう、国の動向等も踏まえながら、適切に対応してまいりたいと考えております。

○岩切達哉議員 11月議会でこのことが知事から答弁されて、約数カ月でどのような進展があったかということも含めて、お伺いをしたいというふうに思いました。業界からも、外国人材の受け入れをしていきたい、そういう要望があるんだというお話もあったところであります。

外国人住民が地域社会の中で安心して暮らせる、そういう環境整備の実情、対策の結果が、宮崎県の魅力になっていく。先ほど凶師議員もおっしゃってございましたけれども、他県に先んじて準備をし、受け入れていくことを訴えていく。宮崎は働きやすい、安心だということが外国人労働者の口コミで広がっていく、それほどものになっていかないと、外国人材が都市部に流れていく。そのことを大変心配しております。賃金単価で勝負ということには、なかなかならない。そのようにも思うところであります。

臨時国会では、この問題を議論する際に、実習生に対する人権侵害、そのほかの多数の問題が指摘をされておりますけれども、そのことの

解決等は当然として、宮崎県をこの皆さんに選んでいただいて、それぞれの人手不足に悩んでいる産業界を潤していくため、宮崎県が外国の皆さんに選ばれる県になるために、何をすべきか、改めて知事のお考えをお聞かせいただきたいと思ひます。

**○知事（河野俊嗣君）** いわゆる入管法の改正に伴いまして、新たな在留資格であります「特定技能」は、資格を取得した産業分野の範囲内で、働く場所をみずからの意思で選べるようになるわけであります。

したがいまして、これによって、今御指摘がありましたように、外国人労働者が、より高い収入を得られる都市部に集中し、地方で人材が確保できないのではないかと懸念が言われておるところであります。

このような中で、外国人労働者から選ばれる県になるためには、賃金等の労働条件のみならず、国籍や民族などの異なる人々が、お互いの文化的な違いを認め合つて、対等な関係でともに生きていく「多文化共生社会づくり」への取り組みが、重要になると考えております。

このため、県としましては、雇用する側はもとより、県民への意識啓発や、外国人住民の生活支援、地域社会への参加促進などに、なお一層努めてまいりたいと考えております。また、本県の温暖な気候や、全国トップクラスの生活環境、温かな県民性など、宮崎のすぐれた環境というものを外国人にも広くアピールしながら、外国人材の確保、または受け入れ・共生に向けて、しっかりと取り組んでまいりたいと考えております。

**○岩切達哉議員** 今の知事の御答弁にありました最後の部分、日本一住みよい県、そういうふうに自負しているところであります。そういつ

た中に、外国の方々がピンポイントに宮崎県を選んでいただく、そういうことが実現できるように、それぞれの部局で御準備方いただきたい。それも極めてスピーディーにやっていただきたい。1年かけてやりましたでは、もう結果が出ているというふうに思ひますので、この春、そして夏が来る前には一定の体制が全て整う、それぐらいの迅速さを持ってやっていただきたい。重ねて要望申し上げておきたいと思ひます。

次に、貧困対策について、福祉保健部長に重ねて質問させていただきたいと思ひます。

答弁の中で、貧困対策の先導役を務めると、力強い御答弁をいただきました。その公の責任をしっかりと踏まえていく上で、子ども食堂や食料配布などの事業継続についてでございますけれども、実際に尽力いただいている方々の病気やけが、また、そのサービスを集団で行っている場合なら、そのメンバーの確保などの問題で、いろいろと事情があると伺っております。資金的な問題ばかりではない、というふうに聞いております。こういう民間の皆さんの取り組みをどう支えていくのか、お考えをお聞かせいただきたいと思ひます。

**○福祉保健部長（川野美奈子君）** 県におきましては、これまで子ども食堂や学習支援などに取り組む民間団体と意見交換を重ねておりまして、その中で、人材育成、取り組みの周知等が課題として挙げられたところでございます。

このため、今年度、子供の貧困対策に取り組む人材を育成するための研修を県内3カ所で開催するとともに、出前講座や啓発イベントの実施により、子供の貧困対策に御協力いただける人材の掘り起しにも努めているところであります。

また、食材提供等により、子ども食堂の支援を行う意向のある企業と民間団体とのマッチングにも取り組んでおります。

今後とも、支援に取り組む民間団体の御意見も伺いながら、その取り組みをしっかりと支えてまいりたいと考えております。

**○岩切達哉議員** もう一つ、無料低額学習支援組織——無料または低額で学習を支援している皆さんなんですけれども、例えば退職された教員の方が、65歳ぐらいからそこに参加をする。5年もすれば70歳になって、体力とかいろんな意味でなかなか続けられない、そういう活動の継承が課題になっている、そういうふうな話を聞いております。

そこで、大学生の力を借りることなどができるように——資金の支援なども一つのアイデアだと思いますけれども——これは実は生活困窮者自立支援制度のメニューにもあるというふうに聞いておりますが、そのような姿勢で行われるもの、また別途の学習支援に対する制度等もあると思いますけれども、実情と、県のお考えをお聞かせいただきたいと思っております。

**○福祉保健部長（川野美奈子君）** 県内学習支援に取り組む団体は、ボランティアで運営されているところも多く、また、高齢化も進んでおりますことから、資金面や人材確保において課題があると伺っております。

このため、県におきましては、現在、生活困窮世帯やひとり親世帯等の子供に学習支援を行う団体に対して、運営費の補助を行っているところでございます。

また、人材の確保につきましては、出前講座や啓発イベントなどにより、県民の皆様にご協力いただき、子供の貧困対策に対する周知を行っているところでございます。

今後とも、これらの取り組みを継続するとともに、子供の貧困対策に取り組む団体で構成されております「みやざき子ども未来ネットワーク」の学習支援部会において、情報提供や助言を行うなど、活動の支援を行ってまいりたいと考えております。

**○岩切達哉議員** 学習支援部会という皆さんの活動支援の強化、こういうことに期待をしたいと思っております。

次に、母子父子寡婦福祉資金貸付金制度について伺いたいと思っております。

子供が高等学校などに行くための費用、修学資金借り入れ手続に対して、今でも親以外の保証人を求める福祉事務所があるという状況が続いております。

これは子供の修学を目的にした貸付制度でございます。子供が借受人となって親が連帯保証人になれば十分というふうに認識しております。内閣府の男女共同参画局のホームページでは、親に貸し付ける場合、児童を連帯借受人とする以外の「連帯保証人は不要」と明記されております。厚生労働省でも、貸し付け条件の緩和ということで、連帯保証人不要と明示をしております。

県内では、連帯保証人を求めて、それも3親等以内の者をつけてくださいなどという福祉事務所があると伺っております。

この資金貸し付けは、生活に困窮することが多い、ひとり親支援のためのものであると考えますが、こういった実態で、その資金は役割を果たしているのか、部長の御見解を伺いたいと思っております。

**○福祉保健部長（川野美奈子君）** 母子父子寡婦福祉資金には、12種類の貸し付けメニューがありますが、このうち、子供の修学に関するも

のとしましては、修学資金と就学支度資金があります。

この2つの資金の平成29年度の貸付状況を見ますと、全体の貸付額の8割以上を占めており、この資金が子供の貧困対策に果たしている役割は、大きいものがあると考えております。

このため、県としましては、今後とも、この資金がひとり親家庭等の自立支援のために活用されますよう、周知に努めますとともに、資金を必要とするひとり親家庭等にとって、より利用しやすいものとなりますよう、制度のあり方についても研究してまいりたいと考えております。

**○岩切達哉議員** この資金が、しっかりとひとり親世帯のためになるように、県なりそのほかの市、福祉事務所を持つ自治体が、何がしかの特別なルールをつくることのないように研究してほしいなど、このように感じているところがあります。よろしくをお願いします。

続いて、3点目の特別支援教育のことについて伺います。

寄宿舎に対する思いを教育長から伺いました。寄宿舎老朽化ということで、いろいろと工事をしていただいているということでございますけれども、その場を利用する特別支援学校の児童生徒数、また、その前段にあります特別支援学級の児童生徒数はふえているという認識なんですけれども、10年前との比較を教えてくださいたいと思います。

**○教育長（四本 孝君）** 本県の公立小中学校の特別支援学級に在籍している児童生徒数は、本年度2,443人でありまして、10年前と比較しますと、1,458人増の約2.5倍となっております。

また、特別支援学校に在籍している児童生徒数は、本年度1,385人であり、10年前と比較いた

しますと、196人増の約1.2倍となっております。

**○岩切達哉議員** 対象児童生徒増加、少子化と言われる中で、現実には増加している。これが現実であろうと思います。これに対する体制整備でありますけれども、この間、特別支援学校の教室不足などが話題となって、これについて、教育長のもと解決を図っていただいているというふうに思います。

そのほか特別支援学校教諭免許状の保有率、これも課題というふうに伺っておりますけれども、きょうは寄宿舎に係ることとして伺います。親元から離れて生活する寄宿舎での児童生徒たちの生活を支えている大人たち、これはどんな体制で運営されておられるか伺いたいと思います。

**○教育長（四本 孝君）** 特別支援学校の寄宿舎におきましては、寮務主任や舎監、寄宿舎指導員が運営に当たっているところであります。

学校との連絡調整を行う寮務主任は、教諭等の中から1名任命されております。

寄宿舎の運営管理等を行う舎監は、同じく教諭等の中から任命され、1日当たり1名が交代で業務に当たっております。

児童生徒の日常の世話や生活指導を行う寄宿舎指導員は、県内に専任の職員75名が配置されており、交代制で勤務をしているところであります。

**○岩切達哉議員** 親元を離れて暮らす、何がしかのハンデを持った子供たちの支援、支えを、そういった皆さんで行っていらっしゃるということであろうかと思えます。その寄宿舎が生活の場として十分なものであるかどうか、時代の要請に応える水準にあるかということ、ぜひ、日ごろから見直していただきたいと思います。

そのように訴えを申し上げたいと思います。

最後に、特別支援教育に関連して、平成31年度の新規事業「社会と繋がる特別支援学校推進事業」について伺いたいと思います。

実は、熊本県や鹿児島県、沖縄県などには、高等特別支援学校という、宮崎県でいう特別支援学校の高等部だけが独立して存在する学校、そういうものが存在しております。

私は、このように高等部を独立して単独で設置するということは、特別支援学校の児童数が増加していることの解決策、とりわけ軽度の知的障がいを持つ生徒の中学校卒業時点での進路選択の幅が狭くなっている現状に対応する解決策になると思います。

今般の新規事業は、それにつながっていくかどうか知りたいと思っております。軽度の知的障がいを持つ生徒に、より修学意欲を持っていただくことにつながるとお考えを伺いさせていただきます。

**○教育長（四本 孝君）** 高等特別支援学校を設置しております都道府県におきましては、軽度知的障がいのある生徒を対象に職業学科を設置したり、コース制を導入したりするなど、職業に特化した教育が行われ、就労支援が進められているところであります。

本県におきましても、軽度知的障がいのある生徒に対する教育内容の充実に加え、障がい者に対する企業の支援体制の充実が必要であると考えております。

そこで、本事業を立ち上げて、他の都道府県の取り組みも参考にしながら、指定校による職業コースの研究とともに、働きやすい環境づくりや支援の方法等をまとめた「ともにはたらくガイドブック」を作成し、活用を図ることで、

地域産業を担う人材の育成を推進してまいりたいと考えております。

**○岩切達哉議員** ぜひ、よろしく進めていただきたい。さまざまな課題があろうかと思いますが、進めていただきたいと思っております。

次に、先ほどの子供の貧困に戻りまして、深く関連する、福祉の現場のさまざまな課題、とりわけ虐待の問題についてお伺いをしたいと思います。

千葉県の事件がありました。そして、福岡県では、死亡に至らなかったことが幸いなのですが、腕を縛って水風呂につけていく、そういう事件も発生しております。

政府は昨年7月に緊急総合対策を策定し、2月8日にはその緊急総合対策のさらなる徹底強化を閣議決定いたしております。

幼子のとうとい命が奪われるごとに、対策の強化が言われてきました。一方で、児童相談所の人員増も必要だが、質を上げるべきという声もあります。

福祉保健部長とは、中核市である宮崎市に児童相談所を設置していただこうと、先の議会で思いを同じくしたと、そのように認識しておるんですけれども、その前に、虐待への対応の質の向上ということで、市町村の要保護児童対策地域協議会の活動の充実を図っていくことが重要だと、このように思いますが、いかがでしょうか。

**○福祉保健部長（川野美奈子君）** 市町村が設置しております要保護児童対策地域協議会、いわゆる「要対協」は、地域の福祉関係者や学校、警察などの関係機関で構成されまして、保護や支援を必要とする児童や妊婦の情報を共有し、連携して支援を行うことを目的としておりまして、児童虐待の防止や早期発見を図る上で



重要な役割を担っております。

このため、県におきましては、要対協の会議等に児童相談所の児童福祉司が参加し助言を行うほか、要対協の運営を担当する市町村職員を対象にした専門研修を実施するなどの支援を行ってきたところであります。

こうした中、昨年12月に国が決定した児童虐待防止対策体制総合強化プランにおきまして、要対協の体制強化策が示されましたことから、県としましては、資格要件を満たした常勤職員を配置するよう助言するとともに、専門性を高める研修の充実などにより、要対協の機能強化に取り組んでまいりたいと考えております。

**○岩切達哉議員** 要対協の機能強化をなされると、こういう答弁であったと思います。ぜひ、よろしくをお願いします。

さらに、現在3つある県の児童相談所でございますけれども、児童相談所と福祉事務所機能を一体として福祉こどもセンターとして設置されています。

実は、10数年前に児童相談所の移転改築のときには、福祉事務所と一体となる想定ではなかったもので、それぞれのセンターの職員の執務室は現在、大変過密な状態になっています。それだけ人員体制の充実を図っていただいているということではありますけれども、代表質問に対する答弁で、これから13人増加を目標としているということもありました。

極めてストレスの高い職場でありますので、執務環境は早急に改善されるべきだと思います。この際、福祉事務所を分離していくことが解決方法だと思いますけれども、部長のお考えをお聞かせください。

**○福祉保健部長（川野美奈子君）** 児童相談所と福祉事務所につきましては、複雑・多様化す

る福祉課題や児童虐待を初めとする子供の問題に総合的に対応するために、平成20年度に福祉こどもセンターとして組織を統合したところであります。

現在、福祉こどもセンターとなって10年が経過しておりますが、この間、職員の増員など児童相談所の機能強化に取り組む中で、議員御指摘のとおり、事務所スペースの確保や執務環境の整備が課題となってきております。

このため県としましては、国の新たなプランによる児童相談所のさらなる機能強化も予定される中で、今後、福祉こどもセンターが十分に機能を発揮していくためには、どのような体制が最適か、検討してまいりたいと考えております。

**○岩切達哉議員** ありがとうございます。さらに、児童相談所に弁護士を配置しよう、こういうことがメディアにも流れておりますけれども、現実にはそれを配置して効果を得ている自治体もあるようであります。このことについての、部長の御見解をお聞かせいただきたいと思います。

**○福祉保健部長（川野美奈子君）** 現在、各児童相談所には弁護士は配置されておらず、家庭裁判所への申し立てを行う場合などに、委託契約をしている弁護士へ相談を行っているところであります。

児童相談所に弁護士が配置されますと、虐待通告の時点から弁護士と情報を共有し、法的な視点からの検討も十分にできますことから、一時保護などの介入の判断をより適切に行うことができるようになります。

また、保護者との対応に弁護士が同席することなどにより、職員の心理的負担も軽減できるものと考えております。

県といたしましては、弁護士確保や任用形態など検討すべき課題もございますが、国の新たなプランにおいても、弁護士の常勤配置などによる児童相談所の法的対応における体制の強化が求められておりますことから、しっかりと検討してまいりたいと考えております。

**○岩切達哉議員** 弁護士そのものが少ない県でありますので、なかなか大変だと思いますけれども、ぜひ検討を続けていただきたいと思いません。

続いて、特定妊婦に関する質問でありますけれども、予期しない妊娠からの出産直後の虐待死の問題が、宮崎県でも2年連続発生しました。どう対応するか、課題となっております。

そこで、母子手帳の問題になるんですけれども、妊娠を自覚して、母子手帳発行を求めて窓口に来ると、病院を受診してきてください、診断書をもらってきてくださいと、そういうふうになるようであります。

予期しない妊娠など、病院受診への不安、経済的問題を踏まえますと、まずは手帳を交付して、受診の必要性を理解させ、安全な分娩を促していく、そういう対応が必要と思っておりますけれども、これは母子手帳発行優先の取り扱いということで広がっていると伺っておりますが、宮崎県での状況、部長の見解を伺います。

**○福祉保健部長（川野美奈子君）** 妊娠に気づいた方は、安全なお産ができるよう、まずは産科医療機関を受診していただくことが望ましいと認識しておりますが、経済的な理由等で医療機関を受診しづらい方もおられると考えられます。

母子保健法上は、医療機関の受診の有無にかかわらず妊娠届け出ができることとされておりますが、市町村の届け出に関する広報や様式の

中には、医師による妊娠判断を一律に求めていると受けとめられるようなものも多く見受けられます。

このため、県としましては、どのような方でも母子健康手帳の交付を受け、必要な支援が受けられるよう、今後、市町村に対し、妊娠届け出前の医療機関の受診は必須でないことについて住民にしっかりと周知するとともに、届け出様式の見直しについても検討するよう働きかけてまいりたいと考えております。

**○岩切達哉議員** 妊娠を自覚したら、まず行っていただくということを受けとめ切れる、そういう窓口が変わっていただくということだろうと思います。ぜひそのとおりになっていくよう、期待申し上げたいと思います。

ゼロ歳ゼロ日児童、いわゆる生まれたばかりの児童に対する虐待死を防止するために、予期しない妊娠について、対策を求めているところであります。それで、各県及び市などのホームページを一生懸命見てみましたが、相談窓口にたどり着けない、そういう実態であります。

今、子供や若者の多くは、スマートフォンのSNSというものをよく使われまして、既に都道府県、政令市、67自治体中、34自治体がSNS相談を導入しているという記事を見つけました。導入した自治体が期待するのが、子供たちからの相談へのハードルを下げる、こういうことだといいます。

予期しない妊娠に、SNS相談体制を導入することが有効ではないかと考えますが、部長の所見を伺いたしたいと思います。

**○福祉保健部長（川野美奈子君）** 県では、予期しない妊娠などにより悩みや不安を抱える女性からの相談に対応するため、現在、女性専門

相談センターや各保健所において、電話や面談による相談対応を行っているところであります。

議員御指摘のSNSを活用した相談体制につきましては、若年層がよりアクセスしやすいという効果が期待されますので、他県の事例等も踏まえながら研究してまいりたいと考えております。

**○岩切達哉議員** このSNS相談のことをいろいろと調べますと、実は、文部科学省の予算で、いじめの問題や自殺防止を目的に全国の教育委員会で取り組まれていると伺いました。虐待の課題から少し離れますが、県教委の立場としては、どのような検討をなさっておられるでしょうか。教育長に伺います。

**○教育長(四本 孝君)** 子供たちが持つ悩みを相談しやすい体制を整えるということは、極めて重要であると考えております。そのため本県では、「ネットいじめ目安箱」におけるメールでの相談や、24時間切れ目のない、電話による相談を実施しており、平成29年度は、合わせて677件の相談があったところであります。また、本年度は、目安箱にSNS等での書き込み内容を画像で投稿できる機能を追加するなどの改善を行いまして、全体の相談件数も増加傾向にあるところであります。

議員御指摘の、SNSを活用した相談体制につきましては、現在、先進県や関連業者から情報収集をしているところであります。実施している自治体からは、「リアルタイムで相談のやりとりができる」などの成果がある一方、相談する児童生徒数が伸びていないことや、具体的な悩み相談までにはつながりにくいなどの課題もあると伺っております。

県教育委員会といたしましては、今後も、悩

みを抱える子供たちがさまざまな方法で安心して相談できるよう、教育相談体制の充実を図ってまいります。

**○岩切達哉議員** 10代の中学生なり高校生なりが妊娠に気づいて、誰にも相談できず、とある場所出産をして、結果、胎児が死亡し、本人は、要は罪を犯した者となっているという現実が、宮崎で2年立て続けにあったということでもありますので、相談窓口、1件でもあるならば、検討を続けていただきたい、このように思います。

福祉に関連する項目として、最後に、障害者芸術文化活動普及支援事業について伺いたいと思います。

「障がい者芸術文化支援センター」設置ということ伺いましたけれども、この障がい者芸術文化支援センターにはどのような役割が期待されるのでしょうか。第20回全国障害者芸術・文化祭みやざき大会の中で、障がい者芸術文化支援センター並びに当事者の皆さん、また団体との関係はどのようになっていくのか、福祉保健部長に展望をお聞かせいただきたいと思えます。

**○福祉保健部長(川野美奈子君)** お尋ねの事業でございますが、障がい者芸術文化活動に取り組んでいる事業所にコーディネーターを配置し、「障がい者芸術文化支援センター」として、障がいのある方の芸術文化活動のさらなる振興を図るものでございます。

具体的には、このセンターにおきまして、障がいのある方や芸術文化活動を行う団体からの相談への対応や、来年秋に国民文化祭と一体的に開催いたします全国障害者芸術・文化祭の美術分野の準備に取り組むこととしております。

この取り組みを進めることで、全国障害者芸

術・文化祭の円滑な開催に資するとともに、本県の障がい者芸術文化活動の裾野を広げ、障がいのある方の社会参加や、障がいに対する理解の促進を図ってまいりたいと考えております。

**○岩切達哉議員** いろいろありがとうございました。部長や教育長にどうしても質問が偏ります。貧困、虐待、教育、子供に関する話題、課題に注目して活動させていただいております。引き続きよろしくお願ひしたいと思います。

次は、労働問題・働き方改革に関してであります。

改正法の施行を直前にして、罰則付きの時間外労働規制、年次有給休暇の取得が話題となっています。5日以上とらないと罰金だ、30万円罰金だと、こういう話ですね。

御承知のとおり、法定労働時間を越える労働をさせる場合は、労働基準法第36条に基づく労使間の協定の締結と、労働基準監督署への届け出が必要です。

一部で、単純に、月45時間まで、年間360時間までは時間外労働が許されると勘違いしている声も聞かれます。そうではなくて、1日8時間の法定労働時間を超える場合は36協定が必要だということで今、労働組合が啓発の運動に取り組んでおられます。

使用者の皆さんにこそ周知され、正しく協定締結などに対応いただくことが大事です。商工観光労働部長、普及啓発について御尽力いただきたいのですが、お考えをお聞かせください。

**○商工観光労働部長（井手義哉君）** お話にありましたように、昨年成立しました働き方改革関連法により、労働基準法を初めとする関係法令が改正され、時間外労働の上限規制や、年5日間の年次有給休暇取得の義務づけなどが、ことし4月から順次施行されることとなっております。

ます。

また、時間外労働の上限規制に伴い、使用者が時間外労働または休日労働をさせる場合に締結しなければならない、お話にありました、労働基準法第36条に基づく労使協定、いわゆる36協定で定める必要がある事項も変更されております。

このため、宮崎労働局では36協定の変更内容を含め、具体的な法改正の内容等について、各経済団体や企業などを対象に、県内各地で説明会等を開催しており、県といたしましても、労働局と連携し、県庁ホームページや広報誌等での周知を図っているところであります。

**○岩切達哉議員** この課題は、職員を多数雇用される使用者としての県においても、また各部局でも取り組まれていくことだと思います。

時間外上限規制というものが社会の求めるものである中、法の適用を一部受けないとされる公務部門でありますけれども、県の各部局ではどのような対応を予定されているか、代表して総務部長に御答弁をいただきたいと思ひます。

**○総務部長（畑山栄介君）** 職員の時間外勤務の上限規制につきましては、長時間勤務を是正する観点から、労働基準法の改正内容や国における国家公務員の取り扱いを踏まえ、県としましても、適切に対応する必要があると考えております。

具体的には、来年度から、時間外勤務の上限の時間数を設定するとともに、大規模な災害への対応など、特例として、上限を超えて時間外勤務を認めた場合においては、事後的な検証を行うなどの対応を予定しているところであります。

現在、県庁内において働き方改革を推進しておりまして、時間外勤務の縮減や年休の取得促

進などの取り組みを一層進めることで、職員の健康の確保や働きやすい職場環境づくりに努めてまいりたいと考えております。

**○岩切達哉議員** 先日、代表質問で、公立学校の教頭先生は月80時間を超える方が8割にも達するという御答弁があったように記憶しております。求められる規制時間をはるかに超えておられるようでありますので、ぜひ、知事や教育長、また企業局長や病院局長など、それぞれの部局で十分に対策をとっていかれるように、お願いをしておきたいと思っております。

最後2点、教育課題について教育長に伺いたいと思っております。

29年6月議会で、教師の長時間労働解消の視点から課外授業の事を取り上げまして、教育長から、改善をしていきたい、過度の負担とならないよう呼びかけていく、こういう御答弁がありました。

大学受験を予定している高校生から、「課外授業を受けることは大学への推薦決定に影響する」という教師側からの指導があって、課外授業を受けることとしましたという話を聞きました。

影響するかしらないか——しないということだと僕は思うんですけれども。例えば、生徒・保護者から月1,600円程度集めて、まとめて、一定の額を準備してこそ、高校での課外授業が運営されている。そういうことから、課外授業を受けるとか受けないとか、個別に生徒に判断されると困るという学校側の都合が、前面に出過ぎた言葉ではなかったかと思っております。

今、県内には、それぞれ塾なりインターネットでの予備校というものもある、そういう時代になりました。そして、校区が県内一円、こういうこちら側の都合もあります。教育長には、

生徒側の課外授業を受講する意思の尊重、選択できるものであるということ、他の県にはありますけれども、あえて宮崎県での徹底を通知していただきたい、そのように思うんですけれども、いかがでしょうか。

**○教育長(四本 孝君)** 課外は、PTA主催であり、その受講については希望制でありますことから、県教育委員会といたしましては、各高校において、課外を実施する際に、参加希望届によって受講の意思確認をするなどの配慮事項を通知したところでございます。

今後とも校長会等を通して、課外の適正な実施について徹底を図ってまいりたいと考えております。

**○岩切達哉議員** ぜひ徹底を図っていただきたい。先ほど紹介したように、課外を受けないと推薦せんぞというような言葉が聞こえるような学校現場であってほしくない、そのように思うところであります。

最後でございます。先ほど福祉の現場でも取り上げましたが、スクールロイヤーと言われる弁護士の活用というのが、新年度、都道府県政令市67ある自治体の中、20の自治体で実施されることになったと伺いました。

いじめ防止、虐待対応、保護者やそのほかの方々から行われる学校への不条理な要求に的確な対応をするために配置されるということなんですけれども、宮崎県での検討状況はどうか、お聞かせいただきたいと思っております。

**○教育長(四本 孝君)** 文部科学省のスクールロイヤー活用事業では、弁護士が、いじめや児童虐待等の問題について、学校や教育委員会に対して法的観点から指導・助言を行うことに加え、直接、保護者対応を行ったり、弁護士を拠点校に配置し、巡回相談に応じたりするなど

の取り組みも可能となっております。

本県におきましては、これにかわる事業として、学校だけでは解決困難な問題の早期解決を図るために、学校が直接弁護士に相談できる「学校経営のための法律相談事業」を実施しており、相談を担当する3名の弁護士が、法的根拠に基づき、学校に対する過度な要求や苦情等への適切な対応方法について助言をするなど、問題解決の支援を行っているところであります。

今後は、より効果的な弁護士の活用を図るため、文部科学省のスクールロイヤー活用事業などに取り組んでいる先進県の取り組み状況について、調査・研究を行ってまいりたいと考えております。

**○岩切達哉議員** 児童相談所や学校に弁護士という話が出ているようであります。数的には弁護士が非常に少ない宮崎県、確保も厳しいかと思えますけれども、発生しているさまざまな事象を考えますと、対応はしっかりしていく必要があるかと思うところであります。

なかなか今、世情としては他者の痛みに無関心、そういう方というか声、対応というものがふえているように思います。そんな中での行政運営であって、なかなか大変だとは存じますが、それぞれが公の責務というものを懸命に果たしていらっしゃると思いますが、引き続きそのような態度で、貧困問題等を含め、進めていかれるように期待申し上げます。私の質問を終わらせていただきます。ありがとうございます。（拍手）

**○蓬原正三議長** 以上で午前の質問は終わります。

午後は1時再開、休憩いたします。

午前11時51分休憩

午後1時0分開議

**○外山 衛副議長** 休憩前に引き続き会議を開きます。

次は、徳重忠夫議員。

**○徳重忠夫議員〔登壇〕**（拍手） それでは、通告に従いまして一般質問をさせていただきます。

まず最初に、知事の政治姿勢について伺います。

知事は、今回の県知事選挙での政策提案の中で、「人口減少対策」など、本県が取り組むべき4つの政策を掲げており、その上で、3期目はしっかりと成果を出すと、力強く述べられております。

私も、選挙期間中、知事と一緒に地元を回りましたが、知事の口からも、何度も「成果を出す」との言葉がありました。私もその言葉に非常に期待をしているところでありますが、知事は、この4年間でどのような成果を出そうとされているのか、正直少し見えにくいのであります。

我々議員も、県民も、本県の発展のために、知事と一緒に頑張っていかねければならぬと考えておりますが、そのためには、知事がどのような成果を求めて取り組まれようとしているのか、その考えをしっかりと把握しておく必要があると考えます。

そこでまず、知事に、政策提案の中の4つの政策について、それぞれ、どのような成果を出そうとされているのか、その考えをお伺いしておきたいと思っております。

以下の質問は、質問者席から行います。（拍手）〔降壇〕

**○知事（河野俊嗣君）〔登壇〕** お答えしま

す。

私は今回の選挙において、この4年間で重点的に取り組む政策を4つの柱に整理し、県民の皆様にお示したところであります。

まず、人口減少問題に徹底して取り組むことでもあります。企業の労働条件の向上や、県外に進学・就職した若者等に企業や採用の情報を届ける新たな仕組みづくり、キャリア教育の充実、出産・育児などのライフステージに応じた切れ目のない支援等に取り組む、社会減ゼロと合計特殊出生率2.07の実現に向けて、道筋をつけてまいります。

2つ目は、地域経済の着実な成長を図ることでもあります。中核的企業の拡大や、農林水産業、観光産業の成長産業化、輸出の促進等により、県外から稼ぐ力を強化するとともに、産業や地域を担う人材の育成・確保、交通・物流インフラの充実等に取り組む、地域を支える産業の強化を図ってまいります。

3つ目は、安心・安全で心豊かな暮らしを築くことでもあります。医療や福祉人材の育成確保、地域包括ケアの体制整備、中山間地域での仕事づくりや、移住・定住の促進、さまざまな危機事象への備えなども含め、人生100年時代の中でも、県民の皆様が安全に安心して暮らせる社会の実現を目指してまいります。

最後に、スポーツ・文化で地域に活力をもたらすことでもあります。ことしからのゴールデン・スポーツイヤーズや、本県での国民文化祭、2巡目国体の開催など、本県が飛躍できる絶好のチャンスを捉え、観光交流の拡大、農林水産品の消費拡大等に取り組む、活力に満ちた宮崎を実現したいと考えております。

私はこの4つの柱に基づき、しっかりと成果を出すことを意識しながら、安心と希望あふれ

る宮崎の実現に向けて全力を尽くしてまいりたいと考えております。以上であります。〔降壇〕

**○徳重忠夫議員** どうもありがとうございました。知事には、目指している成果をしっかりと出させていただきますよう、この3期目の4年間、全力で頑張ってくださいと思います。

成果を出すためには、4つの政策に基づく取り組みを、県庁だけでなく、市町村や団体、あるいは民間企業、そして県民の皆さんと一緒に、オール宮崎で進めていくことが大変重要だと私は考えております。

知事の政治姿勢の「対話と協働」「実行力」、そしてリーダーシップを発揮していただいて、知事の言葉どおり、本県の未来が安心と希望にあふれるものになりますよう、全力を尽くしていただきたいと、このように思っております。よろしく願いいたします。

続いて、2巡目国体について伺ってまいります。

知事は、スポーツランドみやぎの全県展開や県西地域の地域振興、さらには南海トラフ地震による津波想定観点から、新たな陸上競技場は都城市山之口町に建設することを表明され、あわせて、県総合運動公園の陸上競技場の改善も行っていき、2つの陸上競技場を使っていくと決断されました。

国体の開会式の会場はまだ決まっておりませんが、これまで国体を開催した都道府県においては、ほとんどが陸上競技の会場で開会式が行われるということを伺っております。

本県での国体も山之口の陸上競技場で行われる可能性が高いと、私は考えておりますが、その場合、山之口スマートインターチェンジが機能するののかという点が以前から問題になってい

ると、このように思っております。

開会式には3万人以上の方が山之口に押し寄せてまいります。県民を含め、かなりの方が高速道路を利用する場合、スマートインターチェンジ付近ではかなりの渋滞が心配されるほか、多くの選手・役員、観客などの宿泊施設も必要となります。

そこで、2巡目国体において陸上競技場を利用する選手・役員等の宿泊や輸送をどのように考えておられるのか、総合政策部長にお伺いしておきたいと思っております。

**○総合政策部長（日隈俊郎君）** 国体には、選手・役員を初め、県内外から大変多くの来場者が見込まれますことから、宿泊や輸送の対応は重要な課題であると認識しております。

先催県の例では、周辺市町村、大会によっては隣県を含め、広域的に宿泊施設を確保するとともに、臨時駐車場の設置やシャトルバスの運行などが行われております。

また、総合開・閉会式におきましては、会場周辺の駐車場の利用を、あらかじめ許可した車両に限定するなどの対策が講じられております。

こうした先催県の取り組みも参考にしながら、今後、県準備委員会において、関係機関・団体と十分連携し、きめ細かな対応について検討を進めてまいりたいと考えております。

**○徳重忠夫議員** 次に、国体後の陸上競技場の利活用について伺ってみたいと思っております。

県は、宮崎市の県総合運動公園に加え、山之口に陸上競技場を建設することになりますれば、2つの競技場を管理運営していくことになります。

私は、2つの陸上競技場を持つことは、スポーツランドみやぎきの全県展開に向けての投

資だと考えております。その投資を県全体のスポーツの振興、地域振興につなげていくことが何より重要ですので、Jリーグ等を含めた合宿や大会等の誘致など、積極的に取り組んでいくことが必要だと考えております。また、宿泊施設の確保など、まちづくりの観点からの取り組みも必要であり、これらの取り組みの延長線上に、山之口地域の振興もあると思っております。

これらは、まずは都城市が主体的に取り組むべきことだとは思いますが、山之口に整備される陸上競技場の国体後の利活用や地域振興について、県はどのように考えているのか、総合政策部長にお伺いいたします。

**○総合政策部長（日隈俊郎君）** 都城市山之口町に新設します陸上競技場は、2巡目国体に向けて整備するわけでありましたが、議員御指摘のとおり、国体後にこの施設をどのように活用していくかという視点は非常に重要であると認識しております。

この陸上競技場は、スポーツランドみやぎきの全県展開を図る上で、県西地域の拠点施設となるものでございまして、地元の都城市や競技団体等とも十分、連携・協力しながら、スポーツキャンプや各種大会の誘致等を積極的に進めてまいりたいと考えております。

また、山之口町の地域振興につきましては、都城市の第2次総合計画にもうたわれておりまして、地元商工団体等を中心に、今回の整備を機に地元を盛り上げていこうという機運が醸成されつつありますので、県としましても、都城市と十分連携してまいりたいと考えております。

**○徳重忠夫議員** ありがとうございます。

次に、都城志布志道路の整備について伺って



おきたいと思います。

本件については、これまでも質問に取り上げさせていただいておりますが、近年は事業予算も重点的に配分が行われております。昨年度は、本県施工区間の梅北工区2.5キロメートルと鹿児島県施工区間の有明道路4.3キロメートルが開通いたしました。さらに今月3月17日には、国土交通省施工区間の横市インターチェンジから平塚インターチェンジまでの2.8キロが新たに開通する予定であり、全線の供用率が50%を超えることとなります。

しかしながら、都城市金御岳インターチェンジから鹿児島県曾於市の末吉インターチェンジまでの間、県境区間5.8キロメートルがつながっておりません。

この区間について、現在、宮崎と鹿児島の両県で整備が行われてはおりますが、道路はつながってこそ、その効果が発揮されるのであって、整備を急ぐ必要があると考えております。

そこで、県土整備部長に、都城志布志道路の県境区間の進捗状況についてお伺いしておきたいと思います。

**○県土整備部長（瀬戸長秀美君）** 都城志布志道路の県境区間につきましては、宮崎県側の金御岳インターチェンジから県境までの約2.9キロメートルを金御岳工区として、また、鹿児島県側の末吉インターチェンジから県境までの約2.9キロメートルを末吉道路として、両県で整備を進めております。

金御岳工区につきましては、用地取得が約99%まで進み、切り土工事などの改良工事を鋭意進めているところであり、今年度末時点の進捗は、事業費ベースで約7割となる見込みであります。

また、鹿児島県の末吉道路につきましては、

用地取得が完了し、現在、埋蔵文化財調査や改良工事を進めているところであり、今年度末時点の進捗は約5割となる見込みと伺っております。

県といたしましては、引き続き、鹿児島県と密接に連携しながら、必要な予算確保に努め、早期完成に向け、しっかり取り組んでまいります。

**○徳重忠夫議員** ありがとうございます。

この県境区間5.8キロメートルがつながるまでの間は、現道区間を利用しなければならないという状況であります。

本県では、南海トラフ巨大地震の発生が懸念されていることから、仮に、地震発生により現道区間が通れなくなった場合は、これまで整備を行ってきた区間も、その機能を発揮することができなくなるわけであり、大変危惧しております。

このため、県境区間をつなぎ、道路ネットワークの充実を図ることは、防災上の観点からも、また、後方支援都市であります都城市がその役割を発揮するためにも、大変重要であります。

私は、これまでも何度も議会で質問をしてきましたし、ぜひとも、鹿児島県と一緒に一日も早く開通させてもらいたいと、切に願っているところであります。

そこで、県境区間の早期整備にどのように取り組むのか、知事の考えを聞いておきたいと思っております。

**○知事（河野俊嗣君）** 南海トラフ地震の発生も懸念されます本県におきましては、国土強靱化の観点から、道路ネットワークの充実を図る必要があると考えておきまして、後方支援都市である都城市がその機能を十分発揮するために

も、都城志布志道路の早期整備が大変重要であると考えております。

とりわけ、県境区間がつながり、本県と鹿児島県が一本の地域高規格道路で結ばれますと、防災のみならず、経済や医療面など幅広く極めて大きな効果が期待されるものと考えております。

このため、ことし1月にも、国に対して、この道路の必要性や地元の皆様の切実な思いというものを伝えながら、予算の重点配分と早期整備を強く訴えてきたところであります。

また、私自身は、東九州道さらには中央道などの要望の際にも、九州全体のこういう高速道路体系の図をお示ししながら、都城志布志道路についても必ず触れるようにしております。

これまで、県議会を初め、沿線自治体、商工関係団体等の御支援をいただいているところでありまして、あらゆる機会を捉えて、今後とも国に対して予算確保を働きかけるとともに、国や鹿児島県ともさらに連携して、県境区間も含めた全線の早期整備に向けて、全力で取り組んでまいります。

○徳重忠夫議員 ありがとうございます。

私は、1月21日でありましたが、再び鹿児島県議会の議員と一緒に、鹿児島県庁を訪問いたしました。この県境区間の早期開通に向けた、さらなる整備促進のお願いをいたしたところであります。

鹿児島県では、都城志布志道路のほかにも、6つの地域高規格道路の整備が進められている状況でありまして、私といたしましては、防災面など大きな整備効果が期待されるこの道路を重点的に整備していただくべきだと考えておるところでございます。

先ほど、部長の答弁によりますと、鹿児島県

の進捗がややおこなれていると。50%という状況、うちが70%という状況。20%も違うわけでありまして、同じ距離でこんなに差があるということは、同時開通はなかなか厳しいと、このように理解をいたしているところであります。早期開通の実現に向けた予算確保について、ぜひとも、河野知事みずからが鹿児島県三反園知事をお願いしていただくということも必要かと、このように考えておりますので、どうぞひとつよろしく、働きかけをお願い申し上げておきたいと、このように思います。

それでは次に、再造林対策について環境森林部長にお尋ねいたします。

現在、本県では、全国に先駆けて森林資源の充実が進み、大型製材工場や木質バイオマス発電施設の整備等による木材需要の増加に伴い、伐採面積も増加しております。

宮崎県は、県土の76%が森林であり、水源の涵養や山地災害の防止、森林資源の循環利用のためにも、伐採後に適切な再造林を行っていく必要があります。

しかしながら、林業採算性の低下や担い手の減少・高齢化が進む中、特に所有規模の零細な県南地域では、伐採後の再造林がされず、放置されたままの森林が増加している状況にあります。

このように、再造林がされずに放置された森林が増加し、九州北部豪雨のような大雨が降ると、山地災害の発生が心配される場所があります。

そこで、本県における伐採及び再造林の面積について、環境森林部長にお伺いしておきたいと思っております。

○環境森林部長（甲斐正文君） 平成29年度における本県の伐採面積は約2,670ヘクタール、再

造林面積は2,124ヘクタールで、再造林率は、地域によって差はありますが、県平均で79%となっております。

**○徳重忠夫議員** 今、県平均では79%ということでしたが、都城森林組合に聞きますと、40%程度しか再造林されていないという現実をお話しいただいたところであります。森林を伐採後に放置した期間が長くなるほど、その間に草木が茂りまして、再造林するための地ごしらえにも手間がかかりまして、経費も上がってしまうことから、再造林を推進するためには、伐採後、速やかに造林を行うことが重要であります。

伐採で使用した林業機械を、植栽するための地ごしらえや苗木の運搬などに利用する「伐採と造林の一貫作業システム」は、速やかな再造林を進める上で大変有効な取り組みであります。

また、この再造林方式が広がると、着実な再造林につながっていくと考えます。

そこで、伐採と造林の一貫作業システムの推進にどのように取り組んでいるのか、環境森林部長にお伺いしておきたいと思っております。

**○環境森林部長（甲斐正文君）** コンテナ苗を活用して、伐採後直ちに造林を行います一貫作業システムは、作業の省力化や低コスト化を図り再造林を進める上で、極めて有効であります。

このため県では、平成27年度から実証事業に取り組み、その成果について、山会議等での研修会を通じて普及に努めているところであります。

また、昨年度から、民間の素材生産事業体に対しまして、モデル事業により積極的に普及を図るとともに、今年度から森林組合において、

国の事業を導入し、本格的に取り組みをスタートさせたところであります。

県としましては、伐採跡地の再造林を確実に進めていくため、本システムの普及・定着にしっかりと取り組んでまいりたいと考えております。

**○徳重忠夫議員** 伐採と再造林の一貫作業システムを推進する上で、年間を通じて植栽を可能にする、今部長がおっしゃいましたコンテナ苗の普及をしていくことは、大変有意義であると考えます。

コンテナ苗は、プラスチックやビニールシート容器で育苗され、苗畑管理や植栽の省力化が図られるとともに、植栽後の成長もよいとされております。

再造林対策として、優良苗木の安定確保は不可欠であります。苗木が不足する年もあると聞いております。

このような中、都城森林組合では、平成22年からコンテナ苗の生産を開始し、母樹林や生産施設を整備し、今後も増産に取り組む計画があります。大変心強く思っております。

そこで、コンテナ苗の生産拡大に向けた県の取り組みについて、環境森林部長にお伺いしておきたいと思っております。

**○環境森林部長（甲斐正文君）** コンテナ苗は、従来の苗木よりも植えつけが容易で活着がよく、通年の植栽が可能であることから、一貫作業システムを推進する上で有効であり、今後、需要の増大が見込まれております。

このため県では、今議会にお願いしております「コンテナ苗供給拡大体制整備事業」によりまして、国庫補助の対象とならない小規模生産者への施設整備や、新たな生産者の参入を促進するため、試験的生産への支援などを行うとと

もに、すぐれた技術を有する生産者を講師とした研修会を開催する予定であります。

これらの取り組みによりまして、生産体制の整備を進め、現在でも日本一の生産量であります杉コンテナ苗の生産拡大をさらに図ってまいりたいと考えております。

**○徳重忠夫議員** 続いてお尋ねいたしますが、再造林を行うためには費用がかかります。森林整備事業では、計画的な再造林を行う場合の補助率が68%で、残りは森林所有者の負担になり、その後の下刈りにも費用が生じることから、再造林を断念するケースもあると思われま

す。しかし、地域材を利用する製材工場等にとっても、森林資源を将来にわたって循環利用していくためには、再造林が不可欠であることから、原木の利用者サイドからも再造林の支援に取り組む必要があると、私は考えております。

そこで、木材を利用する側から再造林を支援する仕組みづくりについて、環境森林部長に伺っておきたいと思

**○環境森林部長(甲斐正文君)** 木材加工・流通等の木材を利用する側が再造林を支援することは、森林所有者の負担を軽減し、再造林への意欲を喚起する上で、議員御指摘のとおり大変有効で意義深いと考えております。

県におきましても、山会議において、再造林対策を最重要課題として、これらの関係者が協議を重ねているところであります。

また、今議会にお願いしております「再造林推進普及啓発事業」により、素材生産や木材加工・流通にかかわる事業者を対象として、再造林支援のあり方等についての意見交換会を開催し、議論を深めていきたいと考えております。

県としましては、このような取り組みを通じ

て、川上の森林所有者から川下の木材利用者までの連携を進め、再造林支援の仕組みづくりに取り組んでまいりたいと考えております。

**○徳重忠夫議員** 知事にも伺っておきたいと思

います。再造林を進めていく上では、費用負担や苗木、担い手の確保などさまざまな課題がありますが、再造林を適切に行い、環境や経済面で豊かな森林を次世代に引き継いでいく必要があります。

本県は、杉の素材生産量27年連続日本一を誇る全国有数の森林・林業県でもあります。伐採する量だけでなく、伐採後しっかりと再造林が行われ、森林資源が循環利用できる、全国に誇れる森林を造成していくためには、再造林について日本一であってほしいと願っております。

今回は3期目となる知事に、再造林に対し、さらに力を入れていただきたいと考えております。そこで、県は再造林対策についてどのように取り組んでいくのか、知事の考え方をお聞きしておきたいと思

**○知事(河野俊嗣君)** 「伐って、使って、すぐ植える」という資源循環型林業を実現する上で、伐採後の再造林の実施は大変重要なものと考えております。

このため県では、国の事業や県の森林環境税等を活用し、森林所有者の負担軽減を図るとともに、造林コストの縮減や優良苗木の安定供給体制の整備等によりまして、再造林を積極的に推進しているところであります。

来年度から、新たな森林管理システムがスタートしますので、この制度を担う市町村に対して、伐採後の速やかな再造林等の適切な経営管理が行えるよう、しっかりと支援してまいりたいと考えております。

さらに、ことし4月には「みやざき林業大学

校」を開講し、本県の林業を支え、リードしていく担い手も育成してまいりたいと考えております。今を生きる私たちは、先人のたゆまぬ努力による森づくりの恩恵を受けているわけでありまして、その努力に報い、将来世代に対する責務を果たすためにも、再造林、しっかりと進めてまいりたいと考えております。

これらの施策を総合的に推進することにより再造林を進め、森林・林業のトップランナーとして、全国に先駆けて次世代の森林造成に取り組み、未来につなげてまいりたい、そのように考えております。

**○徳重忠夫議員** ありがとうございます。ぜひそういう方向で努力いただきたいと、お願いしておきたいと思います。

次に、ヘルプマークについて伺います。

内部障がいや難病、聴覚障がいなど、外見からは障がいの有無がわからなくても、配慮や援助を必要としている方が周りの人から援助を受けやすくする「ヘルプマーク」の取り組みが、全国的に広がっております。

例えば、聴覚に障がいのある方は、外見からは配慮が必要か判断が難しいわけですが、ヘルプマークをつけることで、何か困った場面に遭遇したときに、周囲の人もジェスチャーや筆談などを使って手助けすることができます。このようにヘルプマークは、共生社会を実現する大変よい取り組みだと思えます。

本県では、全国障害者芸術・文化祭や全国障害者スポーツ大会の開催も控えておりますので、ヘルプマークを早く県民に浸透させ、思いやりにあふれた社会づくりを進めていただきたいと考えております。

そこで、この取り組みが始まってちょうど1年が経過しようとしておりますが、現在のヘル

プマークの交付状況と普及を図るための取り組みについて、福祉保健部長にお伺いしておきたいと思います。

**○福祉保健部長（川野美奈子君）** ヘルプマークにつきましては、昨年の4月から本年の1月末までの間で、約2,400人に交付しております。

県としましては、ヘルプマークの趣旨を広く県民の方々に理解していただくことが、何よりも重要であると考えております。

このため、各種の会議やイベント等の場を活用したPRを行うとともに、商業施設や金融機関を中心に、ポスター掲示の協力依頼を行うなど、行政や関係団体のみならず、幅広く企業等の協力を得ながら、周知に取り組んでいるところであります。

今後は、これらの取り組みに加え、地域に向いて出前講座を実施するなど、より多くの方々にヘルプマークを知っていただけるよう取り組んでまいりたいと考えております。

**○徳重忠夫議員** ありがとうございます。それでは、よろしく願いしておきたいと思えます。

教育長にもお伺いしておきたいと思えます。ヘルプマークの教育現場における普及啓発について伺います。

ヘルプマークについては、県としても推進する取り組みが、昨年4月より始まったばかりであります。であればこそ、スタート間もないこの時期に、その確実な普及や啓発が肝心であると、私は考えております。

そこで、私は、ヘルプマーク本来の意味を、大人だけでなく、子供のうちからしっかりと理解していく教育を行えば、このマークの趣旨を、親を含めた家庭・地域、県内全域へも、早く定着できるのではないかと考えます。

特に小中学校における学校教育の中で、このヘルプマークを学んでいくことは、このマークを見かけたときに、その意味がわかり、見た目にはわからなくても助けが必要であることを知ることができます。

特に、バスや電車の中で席を譲ったり、「何か手助けしましょうか」とか声をかけてあげたり、状況に応じてすぐに行動ができます。「思いやり」の気持ちにあふれた子供たちを育てていくことになるのではないのでしょうか。

そこで、小中学校でもヘルプマークの趣旨について理解を深めてほしいと考えますが、教育長の考え方をお聞きしておきたいと思います。

**○教育長（四本 孝君）** ヘルプマークにつきましては、現在、福祉保健部と連携を図りながら、各学校への周知に関し、その準備を進めているところであります。また、県内で使用されている道徳科の教科書の中には、ヘルプマークが掲載されているものもありまして、そのマークに込められた思いや願いを通して、「思いやりの心」や「感謝の気持ち」など、「いのち」を大切にする学びが進められているところであります。

県教育委員会といたしましては、小中学校の教職員に対して、研修会などの機会を通じて、その趣旨の理解を深め、援助や配慮が必要な方々に対して、思いやりの心を持って接することができる子供たちの育成に努めてまいりたいと考えております。

**○徳重忠夫議員** ありがとうございます。小中学校の段階においても、このヘルプマークの趣旨の理解を深め、思いやり・感謝など、道徳科の授業で学んだり、その授業を進めていく先生方への研修の中でも、このヘルプマークを扱ったりしながら学校教育を進められていること

が、理解できました。

県教育委員会には、今後とも、このヘルプマークの趣旨を理解するための教育現場での取り組みを充実していただけますように、お願い申し上げておきたいと思います。

次に、国土強靱化について伺ってまいります。

近年、全国各地で台風や地震などによる自然災害が頻発しており、本県においても、南海トラフ地震や大型台風など激甚化する自然災害から県民の生命・財産を守るためには、災害に強い県土づくりを早急に進めることが大変重要であります。

このため、県議会でも、昨年9月、県土の強靱化を推進するため、国に対し「国土強靱化対策の推進に向けた予算の確保を求める意見書」を提出したところであります。

このような中、政府は昨年12月に、「防災・減災、国土強靱化のための3か年緊急対策」を閣議決定し、緊急対策160項目について、2018年から2020年までの3年間で集中的に実施することといたしました。

3年間の総事業費は約7兆円になるとのことです。本県でも積極的に取り組むべきと考えますが、まずは国の「3か年緊急対策」の目的や内容はどのようなものであるのか、危機管理統括監にお伺いしておきたいと思います。

**○危機管理統括監（田中保通君）** 「防災・減災、国土強靱化のための3か年緊急対策」は、平成30年台風第21号や北海道胆振東部地震等を初めとする近年の自然災害により、空港機能の停止や大規模停電などが発生し、国民の生活・経済に大きな影響を及ぼしたことから、あらゆる災害に際し、重要インフラがその機能を維持できるよう、特に緊急に実施すべきハード・ソ

フト対策について取りまとめたものであります。

具体的には、「防災のための重要インフラの機能維持」と「国民経済・生活を支える重要インフラ等の機能維持」を大きな2本柱とし、「大規模な浸水、土砂災害、地震・津波等による被害の防止・最小化」「救助・救急、医療活動などの災害対応力の確保」「陸海空の交通ネットワークの確保」など、7つの分野で、160項目に及ぶ緊急対策を3年間で集中的に実施することとしたものであります。

**○徳重忠夫議員** 次に、国土強靱化対策に係る本県の状況について伺ってまいります。

国は、防災や国民生活を支える重要インフラの機能を維持するため、さまざまな分野でハード・ソフト対策を実施するとのことであり、今年度補正予算と来年度当初の国費で、約2.4兆円の予算を確保しているようであり、

本県においても、この機会を逃すことなく、国の予算を積極的に活用し、県土の強靱化に向けた防災対策を実施すべきと考えます。県では、緊急対策関連予算として、2018年度補正予算と2019年度当初予算を合わせて、約290億円の予算を計上しているようですが、具体的にどのような対策に取り組まれるのか、環境森林部長、農政水産部長、県土整備部長にお伺いしておきたいと思っております。

**○環境森林部長（甲斐正文君）** 今回の防災・減災、国土強靱化対策に向けて環境森林部では、山地災害危険地区のうち特に危険性の高い森林や海岸防災林などを対象に、緊急点検を実施したところであります。

この点検結果を踏まえ、具体的な対策としましては、土砂や流木災害から人家等を守るため

の治山ダムや、海岸防災林における防潮堤の整備、及び危険地区周辺における間伐等の森林整備、さらには、自然公園における利用者の安全確保を目的とした歩道の整備等に緊急に取り組むこととしております。

なお、環境森林部における緊急対策関連予算は、2018年度補正予算と2019年度当初予算を合わせ、約20億円をお願いしているところであります。

**○農政水産部長（中田哲朗君）** 農政水産部における2カ年の関連予算は約23億円で、具体的な対策といたしましては、昨年7月の西日本豪雨によります農業用ため池の決壊等の被害が発生しましたことから、豪雨や地震などの非常時にも利水機能や安全性を確保できるようにするための防災重点ため池の堤体補強などの改修工事や、豪雨時の湛水被害を軽減するための排水機場の整備に取り組んでまいります。

また、流通拠点漁港などにおける地震・津波対策といたしまして、防波堤や岸壁の耐震化工事に取り組んでまいります。

**○県土整備部長（瀬戸長秀美君）** 県土整備部における2カ年の関連予算は約246億円で、具体的なハード対策につきましては、大規模な浸水対策として、横市川などにおける河川内の樹木伐採や掘削、及び堤防強化を図ります。また、地震・津波や土砂災害等の対策として、国道223号などにおける道路のり面の防災対策を実施するほか、橋梁の耐震補強や港湾の岸壁耐震化及び砂防堰堤の整備などに取り組んでまいります。

また、ソフト対策につきましては、迅速な避難につながる河川情報の提供を図るため、河川監視カメラや水位計などの設置を行ってまいります。

県としましては、3か年緊急対策を着実に推進していくとともに、完了後も、県土の強靱化を実現するため、引き続き、ハード・ソフト一体となった防災・減災対策に全力で取り組んでまいります。

**○徳重忠夫議員** それぞれ対策を発表していただきました。ぜひこれが早急に実現できるように、御努力いただきたいと思っております。

次に、子育て支援について伺ってみます。

知事は、さきの選挙においても、「人口問題に徹底して取り組む」ことを公約として掲げられました。「合計特殊出生率2.07を目指す」とされておりました。

しかし、本県の平成29年度の合計特殊出生率は1.73と、全国2位の高い水準とはいえ、2.07とは大きな開きがあります。また、出生数も、平成24年に1万人を割り込んでから、減少が続いております。

私は、この減少を食い止めることの難しさは認識しながらも、何とかしなくてはならない、せめておくらせなくてはならないと強く思っているところであります。

このような中、県内の各市町村では、第2子、第3子への出産祝い金や小中学校の給食費の助成など、さまざまな工夫を凝らした支援策を手堅く展開しております。

また、他県においても、企業が男性従業員に育児休業を取得させる取り組みの支援や、子育て世代へのさまざまなサービスを提供するなど、それぞれの知事の「子供を生み育てることを応援しています」との思いが伝わる、独自の施策が打ち出されておるようであります。

3期目を迎えるに当たり、本県においても、このような知事の熱い思いと実行力を県内外に伝える思い切った施策が必要と考えております

が、知事のお考えをお聞きしておきたいと思っております。

**○知事(河野俊嗣君)** 県では、出会い・結婚・妊娠・出産・子育て、それぞれのライフステージに応じたさまざまな支援策を展開するとともに、市町村の子育て支援活動への助成や、子育て支援団体の活動を支援する取り組み等を通じ、市町村、企業、団体とも連携しながら、子育て支援に取り組んできたところであります。

その中で、私もこれまで県民の皆様とさまざまな対話を重ねる中で、子育てと仕事の両立の難しさや育児の負担感など、さまざまな課題を子育て世代は抱えておられる、今後さらに支援策を充実していく必要があるという考え方のもとに、「子育ての不安や負担を軽減するための環境整備」に取り組むことを、3期目を目指す「政策提案」の中で、県民の皆様にお示したところであります。

子育て支援策は少子化対策の根幹でありますので、本県の強みである、自然豊かで人に優しい県民性というものを生かしながら——私自身も子育てをする中で、それを非常に実感したところでありますし、「よい子が育つ都道府県ランキング」で全国トップクラスというような評価もいただいているところであります。

こうした強みを生かしながら、市町村、企業、団体とも十分に連携を図りながら、「宮崎で子育てをしてよかった」と実感してもらえようような取り組みを進めてまいりたいと考えております。

**○徳重忠夫議員** それでは、続けてお尋ねしていきます。結婚支援について伺ってみたいと思っております。

少子化の大きな原因の一つに、未婚化・晩婚



化の上昇が言われております。平成27年の全国の35歳から39歳までの未婚率は、男性が33.7%、女性が23.3%と、35年前と比べて女性が18ポイント、男性では25ポイントも上昇しております。

一方、昨年度、県が大学生を対象に行ったアンケートによりますと、将来結婚したいとの意思を示した学生は、全体の9割を占めております。希望と現実が乖離している状況であります。

本県においても、県や市町村でさまざまな取り組みが行われておりますが、特に、県が設置した「みやざき結婚サポートセンター」は、結婚したい気持ちはあるが、なかなか一歩を踏み出せない方々に対して、最初の一歩を踏み出させるきっかけを与えることに、その設立意義があるものと認識しております。

そこで、「みやざき結婚サポートセンター」のこれまでの実績と今後の取り組みについて、福祉保健部長にお伺いしておきたいと思っております。

**○福祉保健部長（川野美奈子君）** 「みやざき結婚サポートセンター」は、平成27年8月の運用開始以来、約3年半が経過いたしました。これまで2,601組のお引き合わせを行い、このうち51組が入籍されるなど、一定の成果を上げているものと考えております。

本県におきましても、少子化の要因である未婚化・晩婚化が進行しておりますので、結婚を希望する方に対して、出会いの支援をすることは、大切な取り組みであると考えております。

このため、今後、これまでの取り組みを通して得られた課題等を踏まえ、相談機能の充実や会員向けの各種講座の実施などに取り組むとともに、企業や団体等とも連携しながら、社会全

体で結婚を応援する機運醸成に努めてまいりたいと考えております。

**○徳重忠夫議員** ありがとうございます。51組もの方々が、「みやざき結婚サポートセンター」で良縁が得られた。大変うれしく思っております。大きな意義を感じたところであります。

さまざまな環境や価値観の変化など、難しい面もあろうかと思いますが、これからも会員の方々それぞれに親身に相談に乗るなど、きめ細かなサポートを通じて、良縁を得られる方がふえますよう、お願い申し上げておきたいと、このように思います。

最後の質問になろうかと思いますが、施設園芸の振興策について伺います。農政水産部長にお伺いしたいと思っております。

昨年12月、農林水産省から、平成29年の「農業産出額」が公表されました。本県農業の現状を示す一つの指標として、私も興味深く拝見いたしました。その内容に対して、大きな衝撃と危機感をもって受けとめたところであります。

公表値によりますと、本県の産出額は3,524億円と、4年連続で全国第5位となりました。しかしながら、耕種部門は、91億円減少の1,229億円となっておりまして、県全体の産出額減少の要因となっております。特に、本県の主力品目でありますキュウリとピーマンの減少が大きく、前年から、キュウリは29億円、ピーマンは18億円も減少いたしております。

私は、農業者の高齢化や担い手の減少が進む中、生産量など、ある程度の減少は想定していましたが、今回公表された数値は、まさに一つの産地がなくなったほどの規模であり、大変驚いているところです。

私は、今回のような統計数値は、農業の実態を把握し、効果的な施策を推進していく上で、大変重要なものであると思っております。県におかれましても、的確な分析を行う必要があると考えます。

そこで、農政水産部長にお伺いいたします。国が公表した平成29年の本県野菜の産出額が大きく下がったことに対する県の見解について、お伺いしておきたいと思えます。

**○農政水産部長（中田哲朗君）** 本県の平成29年産の野菜産出額が減少した主な要因につきましては、国に確認いたしましたところ、キュウリやピーマン等の果菜類を中心に価格が低下したことなどが影響したものと伺っております。

しかしながら、県が把握しております農業団体等の販売実績などと比べると、減少額が大きいと感じておりますことから、今後、国に対しまして、このようなデータを提供していくなど、情報共有化にさらに努めてまいりたいと考えております。

県といたしましては、野菜は畜産と並ぶ本県農業の主力品目でありますので、今後とも、生産基盤や販売力の強化を進め、野菜を初めとした耕種農業の振興を図ってまいりたいと考えております。

**○徳重忠夫議員** こういったデータの数値については、国と連携をしっかりと図っていただき、しっかりした数字が出るように御努力いただきたいと、このように思っています。

ところで、私は、本県の農業産出額を増加させるためには、施設園芸の振興は欠かせないと、このように考えております。私も、かつて施設キュウリの生産者でありました。本県の施設園芸農家の多くは、高いレベルの栽培技術と経営能力を持っておられ、生産を向上させる潜

在能力は十分にあると、私は確信いたしております。

さらに、県を初めとする関係者が、明確な将来ビジョンを示し、具体的な施策によりしっかりと支援していくことで、収益性の高い農業経営を実現させることが大事であると思っております。

また、私は以前、熊本県八代市のトマト生産団地を調査したのでありますが、広大なハウス地帯で、ベテランや新規の農家の皆さんが一体となって産地づくりに取り組んでいる様子を目の当たりにし、全国をリードする産地のあり方として、大変参考になりました。

私は、本県の施設園芸においても、キュウリ、ピーマンなどの主力品目を絞りながら、一定の規模や生産量を確保するためのハウスの集約化など、生産力が最大限に発揮できる環境づくりを進める必要があると考えております。

そこで、今後の施設園芸の振興について、県としてどのように取り組んでいくのか、農政水産部長にお伺いしておきたいと思えます。

**○農政水産部長（中田哲朗君）** 施設園芸の振興につきましては、昨年3月に策定いたしました宮崎県施設園芸振興戦略を基本に、施設園芸の技術革新と産地再編を進め、全国トップクラスの産地づくりに取り組んでいるところであります。

具体的には、ICTを活用した環境制御装置などを備えた高度化ハウスの導入等により、収益性の向上を図るとともに、経営規模の拡大や、地域の主力品目の生産拠点となるハウス団地の整備により、生産力の強化を推進しているところでございます。

県といたしましては、引き続き、生産者や関係機関・団体と連携しながら、もうかる施設園

芸の実現に向けたこれらの取り組みを、スピード感を持って進めてまいります。

**○徳重忠夫議員** それぞれ御答弁ありがとうございました。ぜひこれらが実現できるように、結果が出せるように努力していただきますようお願いいたします。私の一般質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

(拍手)

**○外山 衛副議長** 次は、武田浩一議員。

**○武田浩一議員**〔登壇〕(拍手) 皆さんこんにちは。自民党くしまの武田でございます。よろしくお願いたします。

河野知事、3期目の御当選おめでとうございます。対話と現場主義を今まで以上に徹底され、まずは3期目の4年間を宮崎丸の船長として手腕を発揮していただきますよう、心よりお願い申し上げます。

知事は議会冒頭、「県政運営の基本姿勢」の中で、将来を見据え、変化に対応するための明確なビジョンを示すこと、実行力、人口減少問題への対応と宮崎県のさらなる発展等々、知事が先頭に立って、人口減少問題など困難な課題へ果敢に挑戦し、しっかり成果を出していくことを強く意識しながら県政を推進してまいりますと言われました。特に今回、県の総合計画の中で、2030年までの目標であった総人口100万人超から100万人程度へ、また、合計特殊出生率を2.07から1.9程度と下方修正されました。このことに関しましては、自民党の山下議員の代表質問で理解したところであります。

また、総合計画長期ビジョンの5つの長期戦略の質問の中で、「これらはいずれも、本県の将来を描いていく上で必要不可欠であると考えておりますが、その中でも全体のベースとなる戦略は、「人口問題対応戦略」であります」と

答弁されました。また、人口減少対策にどのように取り組むかという問いの中で、「我が国においても、いわゆる団塊の世代が後期高齢者になろうとする一方で、出生率の減少が続いており、人口減少は長期にわたるものと推計されています。私は、人口減少に入ったことを悲観的に捉えるのではなく、私たちの意識や社会のあり方を変えることで、希望ある未来を築いていくことが必要であると考えております」と答弁されました。全く同感であります。

全国的に、また本県でも人口減少は長期にわたると推計されております。であれば、先行き不透明な中で施策を考え実行することより、人口減少がある程度確実な中で実行可能で、ある程度見込める施策が打てるのではと考えます。このような考えのもと、今回の一般質問を行ってまいりますので、答弁をよろしくお願申し上げます。

それでは、通告に従いまして質問してまいります。

人口減少が長期にわたるとも推計される中、3期目の任期4年ではなく、宮崎県知事として県全体の長期的なビジョンをどのように描かれているのか、知事の考えを伺います。

次に、人口減少で労働力不足、世代構造も変化する中、働き方改革も進めながら、社会経済の活動を維持していく必要があると考えますが、県内の各分野でも労働力不足が心配される中、県としてはどのように対応されるのか、総合政策部長にお伺いたします。

あとは質問者席にて質問してまいります。

(拍手)〔降壇〕

**○知事(河野俊嗣君)**〔登壇〕お答えします。県の長期ビジョンについてであります。

人口減少は、経済や産業はもとより、福祉・

医療、教育に至るまで、さまざまな分野に影響をもたらすこととなります。

このため、総合計画の長期ビジョンにおきましては、人口問題対応戦略をベースとして5つの戦略を掲げ、子育ての不安や負担の軽減、移住・定住の促進等を図るとともに、地域や産業を担う人財の育成・確保、一人ひとりの能力が発揮される社会の実現など、人・くらし・産業の各方面から総合的に施策を展開することとしたところであります。

人口減少は当面続きますが、こうした今できることに全力で取り組むとともに、私たちの意識や社会のあり方を変え、希望ある未来を築き、新しい「ゆたかさ」の実現を図っていく必要があると考えております。グローバル化や科学技術の進展など、時代の変化に的確に対応しながら、経済の活力にあふれ、誰もが地域社会で活躍でき、安全・安心な暮らしや豊かな自然環境を享受できる、持続可能な地域づくりに取り組んでまいりたいと考えております。以上であります。〔降壇〕

**○総合政策部長（日隈俊郎君）**〔登壇〕 答えいたします。労働力不足への対応についてであります。

労働力不足は、あらゆる分野で顕在化しており、地域経済の活力を維持するためには、早急な対応が必要であると考えております。

このため、まずは、若者の地元定着に向けたキャリア教育の充実や企業情報の発信強化を進めるとともに、「働き方改革」に対応した労働環境の整備や、女性・高齢者、外国人など多様な人材の活躍を促進し、働く場所の魅力向上と産業人財の育成・確保の取り組みを進めていく必要があると考えております。

また、中長期的な視点からは、今後進展が見

込まれますIoT、AIなどの先端技術の活用による省力化や生産性の向上、さらには起業・創業やイノベーション創出への支援にも努めていく必要があると考えております。

これらの施策を市町村や企業・関係団体と連携しながら展開し、人口減少下にあっても地域社会や経済の活力が維持・発展していけるよう、取り組みを進めてまいりたいと考えております。以上であります。〔降壇〕

**○武田浩一議員** ありがとうございます。人口減少、労働力不足、世代間の人口構造等々、難しい課題にしっかりと取り組んでいただくことはもとよりですが、10年後、20年後の宮崎のビジョン、夢を、知事には大いに語っていただき、今後ますます県政に取り組んでいただければと思います。よろしく願い申し上げます。

また、人口減少の中に、今後IoT、AI等の先端技術の革新が大きく、早く進むと考えます。全国の他県におくれないよう、先を行く考えで県の取り組みを進めていただきますよう、要望してまいります。

それでは次に、今回、防災・減災、国土強靱化対策として、平成30年度補正として1兆円、平成31年度当初として1.3兆円、3カ年でおおむね7兆円程度、集中的に実施となっておりますが、この「防災・減災、国土強靱化のための3か年緊急対策」に関する県土整備部の来年度の予算及び具体的な内容について、県土整備部長にお伺いいたします。

**○県土整備部長（瀬戸長秀美君）** 県土整備部では、平成31年度当初予算案におきまして、「防災・減災、国土強靱化のための3か年緊急対策」に関する予算として、約143億円を計上したところです。

具体的な取り組みとしましては、大規模な浸

水対策として、河川内の樹木伐採や掘削、堤防強化に加え、迅速な避難につながる河川監視カメラなどの設置を行うほか、地震・津波や土砂災害対策として、橋梁の耐震補強や道路のり面の防災対策及び無電柱化、さらには、港湾の岸壁耐震化や砂防堰堤の整備などを集中的に実施することとしております。

県としましては、国や市町村、建設業団体等と連携を図りながら、円滑な事業の執行に努め、県土の強靱化に向けた取り組みを一層加速させてまいります。

**○武田浩一議員** 地元を回りますと、今年の台風24号、25号の後、河川・河道内の樹木伐採と掘削等々、本当に数多くの要望をいただいております。これまでは県の単独事業ということで、なかなか要望に応じられない状況がありました。

毎年のように住宅の浸水、農地の水没、流木、流石に、地域の方々は苦勞されております。3カ年といわず、今後、予算の獲得を目指していただきたいと思っております。

でも、今回の防災・減災、国土強靱化予算に対しましては、本当に地域の方々から喜ばれております。よろしく願い申しておきます。

次に、3月1日金曜日に大変うれしいニュースが流れてまいりました。国土交通省より、新規事業採択時評価手続等の着手についての発表がありました。

そこで河野知事に、東九州自動車道の全線開通に向けた知事の強い意気込みを、お伺いいたします。

**○知事（河野俊嗣君）** 東九州自動車道は、南海トラフ地震などの自然災害から生命・財産を守り、人口減少下においても、生産性向上によりまして、さらなる経済成長を実現させる大変

重要な道路であると考えております。

このため、早期整備の必要性について、あらゆる機会を通じて国に強く訴えているところでありまして、1月には、鹿児島県の三反園知事と一緒に国に参りまして、油津一串間一夏井間の早期事業化に向けて強く要望してきたところであります。

このような中、今御指摘がありましたように、3月1日に国土交通省から、日南市の油津一南郷間、そして、串間市域を含む奈留一夏井間の合計20キロメートルを超える区間につきまして、新規事業採択時評価手続に着手するとの連絡がありました。

これは、来年度事業化に向けた最終段階の手続でありまして、事業化となれば、串間市において初となるものでありまして、全線開通に向けた大きな一歩と、大変うれしく受けとめたところであります。

長年にわたり御尽力をいただきました県議会、沿線自治体、経済団体、道づくり女性の会を初めとする関係の皆様方に、心より感謝を申し上げます。

高速道路はつながってこそ、その真価が最大限に発揮されるものでありまして、今後とも、私が先頭に立って、一日も早く全線開通するよう全力で取り組んでまいります。

**○武田浩一議員** ありがとうございます。知事を初め、県の皆様、また国、関係機関の皆様、もちろんこの会場にいらっしゃいます県議会議員の皆様、本当に地元の皆様の長年の夢が、やっと、大きな一歩というか、三段跳びで来たような。今回、もしかすると、また油津から南郷までで、串間まで来ないんじゃないかという感じも受けないではなかったんですが、昨年末から知事、部局、また、串間の島田市長等と話

をすると、また国会議員の先生方と話をすると、何か前向きな話が多かったものですから。20キロにわたる夏井一串間を越えて奈留までという大きな区間が事業化に向けて、着手されるということで、本当にうれしく思っております。

インフラ整備が本当におくれていました県南地区、本当に命の道であり、産業の道であります。これで、少しでも早い全線開通に向けて、また、河野知事の全力投球をお願いしますので、よろしくお願い申し上げます。

次に、平成29年の宮崎県観光入込客統計調査によりますと、市の合計が前年比で97.6%、町村計101.6%、県計が98.8%の中、当串間市では、28年比で県外客70.6%、合計比66.2%、串間市都井岬の観光客が激減いたしております。これは、448号の通行どめが大きく関係していると考えております。その中で、平成32年度末の全線開通が待たれるところではありますが、国道448号線藤地区で採択されました災害関連事業について、現在の進捗状況をお伺いいたします。

**○県土整備部長（瀬戸長秀美君）** 国道448号串間市藤地区の災害関連事業につきましては、昨年3月の事業採択後、地権者の方々の御協力により、早期に用地取得が完了したことから、昨年10月に南郷側において、トンネル取り付け部の工事に着手し、3月末には完成する見込みであります。

また、トンネル本体工事につきましても、一日も早い復旧を図るため、2工区に分割し、昨年12月に契約締結したところです。

現在は、両工区ともに、工事に必要な資材や機械の手配を進めており、準備が完了後、トンネル掘削工事に着手することとしております。

全線の開通は平成32年度末を予定しておりますが、一日も早い完成に向けて、全力で取り組んでまいりたいと考えております。

**○武田浩一議員** よろしく願いしておきます。

次に、本年に入りまして、串間市市木の自治会連合会長と地元市議とともに、串間土木事務所に要望に行つてまいりました。

県道市木串間線の牧内地区における未改良区間の整備について、今後どのように取り組んでいかれるのか、県土整備部長にお伺いいたします。

**○県土整備部長（瀬戸長秀美君）** 県道市木串間線は、市木と串間を結び、沿線住民の生活を支えるとともに、緊急輸送道路にも指定されるなど、重要な路線であります。

このため、これまでに、山の神工区、子持田工区などにおいて計画的に整備を進めてきたところであり、延長16.1キロメートルのうち、13.2キロメートルが改良済みであります。

現在、牧内地区の約1キロメートル区間においては、一部、2車線で改良されておりますが、地形が険しい山間部を通過するため、急カーブが連続しており、安全で円滑な走行に支障が出ている状況にあります。

このような中、串間市の中学校の統合により、平成29年度からスクールバスの運行が開始されており、また近年、大型車の通行も増加してきていることから、円滑な交通の確保に向け、道路線形の改良について検討してまいりたいと考えております。

**○武田浩一議員** ありがとうございます。今、御答弁にもありましたとおり、串間市は中学校を1校に統合いたしました。そのスクールバスが通る県道であります。近年、杉の伐採等で2

連結した大型トラック等の通行も増加しております。市木地区は、串間市内でも特に高齢者が多い地域であります。早期の道路線形の改良を要望しておきます。よろしく願いいたします。

次に、昨年初めてフォレストベンチ工法という工法の説明を受けました。説明では、経済性や景観等の観点から、観光立県を標榜する宮崎にとってすばらしい工法であると理解したところですが、フォレストベンチ工法に対する県の認識と実績についてお伺いいたします。

**○県土整備部長（瀬戸長秀美君）** のり面対策工法の選定に当たりましては、地質や規模、勾配などの現地の状況を踏まえ、経済性や施工性、維持管理、景観等の観点から総合的に検討を行い、工法を決定しているところです。

御質問のフォレストベンチ工法は、斜面にアンカーと鉄製の柵を階段状に設置することにより、斜面の安定を図るとともに、植樹を行い、化粧材として間伐材を表面に取りつけることで、環境と景観にも配慮したのり面対策工法の一つであると認識をしております。

県では、本工法を「宮崎県新技術活用促進システム」に登録し、工法の特徴や活用の効果等の情報提供を行っており、県内において、県発注工事でこれまで2件の実績があるほか、国や日南市においても採用されております。

県としましては、今後ともフォレストベンチ工法を含め、それぞれの工法の持つ特性を踏まえ、適正な工法の選定に努めてまいりたいと考えております。

**○武田浩一議員** 確かに、それぞれの工法の持つ特性を踏まえ、適正な工法の選定が重要であると、私も考えます。しかしながら、当宮崎県は、観光みやざきであります。コンクリートで

塗り固めるよりも、自然景観を生かしたフォレストベンチ工法を少しずつでも進めていかれるべきと考えます。また、県木材利用技術センター等が技術を持っております、木材を使ったガードレール等を、特に観光地、全部とは言いませんが、こういう木材を使ったフォレストベンチ工法であったり、ガードレール等を、今後少しでも多く採用されていくと、全体的に自然を生かした整備ができるのではないかと考えております。よろしく願いしておきます。

次に、南海トラフ地震の確率が高まる中、太平洋側の東北のほうは、現状S-net、東京から関西のほうまではDONET等の海底地震津波計測網が整備されております。四国の高知沖から日向灘海域、本県串間までのN-netが整備されますが、このN-netの整備スケジュールと整備効果について、危機管理統括監にお伺いいたします。

**○危機管理統括監（田中保通君）** 南海トラフ地震の想定震源域であります高知県沖から日向灘海域におきまして、地震や津波の発生を早期に検知するための南海トラフ海底地震津波観測網（N-net）の整備につきましては、今年度、国において調査が開始され、さらに、30年度第2次補正予算及び31年度予算案に構築費32億円が盛り込まれたところであります。

今後、国は、海洋調査やケーブルの敷設工事、陸上局舎の設置など、5年程度をかけて整備する予定と聞いております。

N-netが整備された場合、従来より地震動を最大20秒程度、津波を最大20分程度早く検知できるため、早期避難への活用など人的被害軽減への効果を期待しているところであります。

県としましては、国に対し、さらなる早期整

備や、整備が行われた箇所から順次運用を開始していただくよう、強く要望してまいりたいと考えております。

○武田浩一議員 ありがとうございます。先日、漁業をされている方とこういうお話をさせていただきました。それは早くしてくれというお話でした。津波が最大20分程度早く検知できるとなると、高齢者の方々、体に障がいのある方々等々、多くの命が救えるのではないかと大変期待しております。5年程度と言わず、早期の整備よろしく願いしておきます。

次に、先日御報告いただきました津波避難等に関する県民意識調査では、ほとんどの項目で40%以下にとどまるなど、県民意識をどう変えるかが大切であります。来年度予算においても、「みんなのPOWERを結集！「共助の力」強化事業」、「みやざき消防力充実強化事業」等々ある中で、現場地域住民と連携を図り実務を行うのが、防災士、自主防災組織、消防団であります。この3者の連携のあり方について、県の考え方を、危機管理統括監にお伺いいたします。

○危機管理統括監（田中保通君） 南海トラフ地震や大型台風など、大規模災害への対応は、行政機関による公助のみでは限界があり、自助や共助の取り組みが大変重要になります。

県内では、地域防災のリーダー的役割を担う防災士、地域住民の助け合いなど共助を担う自主防災組織、消火活動や捜索・救助活動など公助を担う消防団が、地域防災のために活動しておりますが、この3者が連携した活動を行うことで、より被害を抑えることができるものと考えております。

このような中、今年度実施しました「津波避難等に関する県民意識調査」では、お話にあり

ましたように、早期避難率が約38%、災害への備えは、ほとんどの項目で40%以下にとどまるなど、さらに自助・共助の意識向上を図る必要があると痛感したところであります。

県としましては、市町村と連携しながら、地域住民を対象とした研修会の開催や防災訓練等の支援などを行い、3者の連携強化や自助、共助の充実に努めてまいりたいと考えております。

○武田浩一議員 関西の大震災におきましては、自分で逃げ出した方が約30%、家族によって助けられた方が約30%、近隣住民によって助けられた方が約30%の計95%ほどが自助・共助で助けられたと聞いております。消防、自衛隊等々は数%だったと聞いておりますので、自助・共助の大切さが重要であります。どうか県民の皆様は、まず逃げるということ——この30%台では心もとないです——どうか県を挙げて、県民の皆様の意識を高めていただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

次に、昨年から私の地元串間市のカンショ農家を襲っております、今回県内で発生したカンショの根・茎腐敗症の被害状況と今後の対策について、農政水産部長にお伺いいたします。

○農政水産部長（中田哲朗君） 県内で確認されました平成30年産カンショの茎・根腐敗症は、県全体の栽培面積約3,500ヘクタールの4%、約150ヘクタールで発生しております。特に南那珂地域では、栽培面積の約2割で発生している状況でございます。

発生した圃場では、茎の枯れや芋の腐敗が見られ、収量・品質が大きく低下しております。

そのため県では、31年産での発生を防ぐため、市町村、JA、酒造組合などと対策会議を開催し、カンショ残渣の適切な処理や、種芋・



苗の薬剤消毒、圃場の排水対策などの徹底を、生産者に周知しているところがございます。

さらに、国や鹿児島県と、発生要因の分析や農薬登録拡大に向けた共同研究を実施するとともに、産地での効果の高い防除技術の実証試験も行うことといたしております。

カンショは、本県の重要な基幹品目でありますので、引き続き、茎・根腐敗症の対策にしっかりと取り組んでまいります。

**○武田浩一議員** よろしく申し上げます。私の地元串間の大東では、もちろん畜産も今、大変盛んでありますが、やはりカンショが一番の中心作物であります。2割という腐敗症が出ると、もしことしおさまればよいのですが、来年、再来年と続くようですと、産地がなくなってしまうのではないかとということがありますので、しっかりとこれから対応をよろしく申し上げます。

また、「食べることは生きること」「農業は未来産業」であります。国内は人口減少問題が大きな課題ですが、世界の人口はまだまだふえ続けております。私の若いころは世界人口50億人と言っておりましたが、現在75億人。世界的には食糧不足であります。その中で、本県は人口減少に対応する中、海外輸出へとかじをとっております。

そこで、本県の農産物、特にカンショの輸出の現状と、輸出品目にどう位置づけられているのか、農政水産部長にお伺いたします。

**○農政水産部長（中田哲朗君）** 平成29年度の本県農畜水産物の輸出実績は、前年度比135%の46億4,000万円と過去最高を記録し、その中でカンショは、農産物の中では最も多い約3億円となっており、輸出を牽引する重要な品目であります。

カンショの輸出につきましては、国内では規格外であった小ぶりのものが香港で人気となり、輸出に対応した施設整備などの取り組みを進め、現在では、台湾、シンガポールなど、アジアの多くの国・地域に広がっております。

今後とも、生産者や農業団体、法人等と連携しながら、本県の特徴ある品目としてカンショの輸出拡大を図ってまいりたいと考えております。

**○武田浩一議員** 先ほどの腐敗症の件もありますし、また輸出作物の中では、カンショというのは牽引する作物であるということですので、引き続き、しっかりと対応していただきたいと思っております。

そこで、地元からは農地への客土や土層改良等の声を多く聞きますが、支援がないのか農政水産部長にお伺いたします。

**○農政水産部長（中田哲朗君）** 客土や土層改良等を支援する事業としましては、農地面積が20ヘクタール以上のものについては、国の畑地帯総合整備事業が、また、事業費が200万円以上で受益者が2者以上の小規模なものについては、同じく国の農地耕作条件改善事業が活用可能であります。さらに事業費が200万円未満のものにつきましては、県単土地改良事業で対応することができます。

これらの事業を実施するに当たりましては、地元農家の方々の話し合いによる合意形成が必要でありますので、市町村などの関係機関と連携していくことが重要であると考えているところであります。

**○武田浩一議員** 同じく、農村地域における基盤整備の必要性について、県の認識を農政水産部長にお伺いたします。

**○農政水産部長（中田哲朗君）** 圃場整備や農

道の整備など基盤整備を推進することは、大型機械の導入などによる農作業の効率化や、水田の汎用化などによる生産性の向上等が図られ、担い手への農地集積にもつながることから、本県農業の成長産業化を図るために大変重要であると考えております。

県としましては、市町村や土地改良区など関係機関と連携しながら、引き続き基盤整備にしっかりと取り組み、農業所得の向上、農村地域の活性化につなげてまいりたいと考えております。

**○武田浩一議員** 4問質問させていただきました。農業を守ることは、やはり日本を守ることだと私は思っております。いろいろやり方もあるようですが、私も地元に戻って、地元の農家の方々と協力しながらしっかりと対策を打てるように頑張りたいと思いますので、また、県の皆様の御指導をよろしくお願い申し上げておきます。

次に、観光に移ります。

キャッシュレス化の推進についてお伺いする予定でしたが、先週金曜日の新見議員の質問で理解しましたので割愛しますが、数年後にはキャッシュレス化の割合が広がり、観光立県である宮崎県として、インバウンドはもとより、国内観光誘客にも必要であります。また、県内の零細事業所においては、キャッシュレス化は大変難しい問題でありますので、関係機関と連携し、早急に対応していただきたいと要望しておきます。

次に、ひなたカードの現状と今後の展開について、商工観光労働部長にお伺いいたします。

**○商工観光労働部長（井手義哉君）** ひなたカードは、顧客管理ができる本県独自のポイントカードとして、平成29年8月から導入してお

り、現在、みやざき物産館や道の駅など、県内31の観光施設で使えます。

県内外から多くの観光客が訪れるイベントの機会を捉え、その会場でPRするなど、積極的な入会促進に取り組んできた結果、会員数は、県内外で約5,400名となっております。会員に対し、県内のお祭りやイベントなどの観光情報を定期的に発信するとともに、カードの利用状況の分析やアンケート調査を実施するなど、誘客のためのマーケティングに活用しているところでもあります。

今後とも、こうした取り組みを市町村等と連携しながら行うことで、宮崎ファンの拡大やリピーターの獲得につなげ、観光誘客による地域経済の活性化を図ってまいりたいと考えております。

**○武田浩一議員** 勉強不足で本当に申しわけないんですが、このひなたカード、私も昨年入らせていただきました。部長が今御答弁いただきましたが、この5,400という数が多いのか少ないのかというと、私はやっぱり少ないのではないかなと。昨年、観光振興対策特別委員会の参考人招致にオブザーバーで参加させていただきました。そのときに、山田桂一郎氏の話の中で、このひなたカードというのはすばらしいと。これをなぜ活用しないんだというお話がありました。その御講演を聞いたときに、本当に全国になかなかないカードであると。これを中心に宮崎県を全部まとめて行って、鹿児島、それこそ九州一円これでいけるのではないかと。その情報は全て宮崎県に入ってくるという、すばらしい、将来が見込めるカードであるというのを伺いしまして、これはすぐ入らないといけないなと思って入会をさせていただきました。

今般この質問をするに当たって、何人か県の

職員の方と話す機会があったのですが、知らないという職員の方もいらっしゃいました。まずは、県の職員の皆さん、それと県内の市町村の職員の皆様に入っただけだけでも、相当な数になると思いますし、また、商工関係、商工会議所、商工会等々、それと、このひなたカード加盟店、これもまだものすごく少ないですね。串間にはありません。日南に2つあります。なかなか使う機会がないというのも、寂しいものであります。これを、宮崎に何回も来られる方に、ゴールドカードであるとか、ブラックカードであるとか、いろいろな特典をつけて、観光みやぎきをアピールするいい機会になるのではないかと考えていますので、これはぜひ早急に対応をしていただきたいと。来年度すぐに、どんどん広げていっていただきたいと考えておりますので、よろしく願いしておきます。

次に、平成29年度に県が行った、「日南海岸国立公園を中心とした県南地域におけるジオパーク等調査研究事業」の結果と今後の取り組みについて、総合政策部長にお伺いいたします。

**○総合政策部長（日隈俊郎君）** 県では、昨年度、日南海岸周辺の県南地域に点在します多くの地域資源について、地形・地質学の観点から、専門家による学術調査を行い、将来的なジオパークへの認定等の可能性について、調査研究を実施したところであります。

その結果、県南地域には、都井岬の周辺地域や鬼の洗濯岩など、学術的な価値を有する、さまざまな地域資源があることが確認できたところであります。

一方、ジオパークの認定には、地元自治体だけでなく、観光や地域づくり等、さまざまな活

動を行っている民間団体等が一体となった運営体制を構築し、こうした地域資源の活用や保護、教育といった持続的な活動を行うことが求められております。

このため、今年度は、地元自治体や民間団体との意見交換会や勉強会を実施したところでありまして、今後、県としましては、地元がジオパークの認定を目指す場合には、その取り組みに対して、支援や協力を行ってまいりたいと考えております。

**○武田浩一議員** 私も報告書を読ませていただきました。宮崎市から日南一串間にかけての日南海岸、串間についても知らないことが多いことにびっくりいたしました。もちろん宮崎から日南に入っても、「え、こんなところあるの」とか、「これが学術的な意味合いがあるのか」とか、今まで見たり聞いたりもしていましたが、これが資源であるということがわからないものがいっぱいありました。

九州、特に全国にあるジオパークに認定されているところは、日本列島、火山が多い地形でありますので、火山を中心としたジオパークが多いようであります。この中で、日南海岸は海のジオパークとしての宝の山だという感じがいたしました。今、部長にお答えいただきましたように、今後、地元に戻って、串間・日南を中心に、串間でも一生懸命、ジオパーク認定に向けて動いていらっしゃる方が何人かいらっしゃいますので、一緒に取り組んでいきたいと思っておりますので、また、県の支援・協力をよろしく願い申し上げます。

次に、地域医療について、先日、本県は全国の医師少数県に位置づけられました。串間市におりますと、そうだなと。お医者さんが少ないなという思いが今までもあったんですが、九州

で1県だけと聞きますと、九州で1県だけ選ばれている、選ばれているというか、少ないなと、医師の少数県となったことに、ちょっとびっくりしました。現状をどう認識されているのか、福祉保健部長にお伺いいたします。

**○福祉保健部長（川野美奈子君）** 本県の医師数は、10年前に比べますと、197人増加しておりますが、依然として、若手医師の減少、医師の地域的な偏在、小児科、産婦人科などの特定診療科の医師不足が解消されていない現状でございます。

県としましては、今回、「医師少数県」に位置づけられたことを重く受けとめておりまして、これらの課題の解決に向け、より効果的な対策に取り組んでいかなければならないと考えております。

**○武田浩一議員** 10年前と比べて197人も増加しているのに、その感覚がないのはなぜでしょうか。私の地元串間においては、増加の感覚がないからでしょうか。国が中心となって医師少数県に、また、県が中心となって県内医師の偏在解消に努めていただきたいと思っております。

私の地元の串間市民病院を初め、県内の公立病院で医師不足が深刻化しております。県全体の県民の皆様が安心して地域で暮らしていくためには、地域の公立病院はその中心であります。

県は、公立病院への支援についてどのように進めていくのか、福祉保健部長にお伺いいたします。

**○福祉保健部長（川野美奈子君）** 県では、市町村と共同で設立しました「医師確保対策推進協議会」の活動等を通じて、公立病院の医師確保の支援を行っているところでございます。

具体的には、公立病院や医師募集等に関する

情報の発信、合同就職説明会の開催、学会でのPRブースの設置等を通じまして、本県への就業意向のある県外医師を各公立病院にあっせんしているところでございます。

このほか、宮崎大学医学部と連携して、県立日南病院内に地域総合医育成サテライトセンターを設置するとともに、公立病院等への医師の派遣調整に取り組んでいるところでございます。

今後は、こうした取り組みに加えて、来年度から、医師修学資金貸与医師等の医師不足地域への配置調整を、宮崎大学等と連携して行うこととしておりまして、公立病院への支援の充実を図ることとしております。

**○武田浩一議員** ありがとうございます。この医師不足というのは地域住民にとっては、大きな問題です。特に過疎地域では病院に行けないということになると、高齢者の方々は大変困られます。

高速道路ができて、もっと早く日南の県病院であったりとか、宮崎の県病院であるとかに行けるような状態にまだまだ串間はありませんで、串間だけではなくて、県内の多くの公立病院のために、どうかお力をおかしいただいて、医師の偏在解消に力をかかしていただきたいと思っておりますので、よろしく申し上げます。串間でも産婦人科、また麻酔医、外科医等、外科手術もなかなかできない状況でありますので、よろしく願いしておきます。

次に、今議会でも議論されておりますように、人口減少問題が最大の課題であります。そこで、人口減少が進行する中、今後の県立高校のあり方をどのように進めていかれるのか、教育長にお伺いいたします。

**○教育長（四本 孝君）** 人口減少や少子化が進行する中、高校を取り巻く社会の変化は、さ

らに大きくなることが予想されますことから、地域の実情を勘案し、生徒にとって魅力と活力のある教育環境を提供する必要があると考えております。

また、これからの県立高校は、進学や就職に向けた「高校生の学び舎」という役割に加え、地域の活性化の一翼を担うことも期待されていることから、地域住民とともに、地域課題や将来への展望等を認識・共有しながら、「地域とともにある学校づくり」を推進してまいりたいと考えております。

○武田浩一議員 ありがとうございます。

今まで、適正規模であるとか、1学級の人数であるとか、いろいろ統廃合に向けた話が多かったように感じております。今回、人口減少が確実にある程度は進むと、県を挙げて一生懸命おくらせることに今、努力をされているのですが、人口減少は確実に進んでおりますし、子供の数は確実に減っていきます。その中で、学校がなくなるということは、やっぱり地域がなくなってまいります。地方創生が叫ばれる中、どうしても、その地域を守るために、県立高校は重要な位置にあると、今の教育長の答弁の中でもわかると思います。

そこで、来年度新規事業「県立高校を核としたまち・ひと・しごと創生推進事業」の狙いを、教育長にお伺いいたします。

○教育長（四本 孝君） 本事業は、地域の方々の意見を学校運営に直接反映させることができる「学校運営協議会制度」、いわゆる「コミュニティースクール」を県立高校に初めて導入することによりまして、これまで以上に学校と地域との連携強化につながるものと考えております。

具体例としまして、生徒が地域とともに、ま

ちづくりや防災など地域課題を教材にした学習や、地域素材を生かした商品の考案、高校生目線による地域観光に関するアイデアの発信など、実践的な取り組みを行ってまいります。

このような学習を通して、郷土に対する愛着や誇りを持った地域の担い手を育成するとともに、地域の産業活性化に貢献するなど、県立高校を核とした地方創生を推進してまいりたいと考えております。

○武田浩一議員 ありがとうございます。研究モデル校を5校と聞いております。また、人口減少、少子高齢化の中における学校のあり方が大きく変わることを念頭に置いた新規事業であろうと考えます。持続可能な地域社会、地方創生において、県立高校は必要不可欠であります。どうか、新しい高校と地域の関係性、また、県立高校を核とした地方創生の推進に尽力いただきますよう、よろしくお願いいたします。

先ほど言いましたように、地域の高校をどう生かしていくか、教育環境をどうつくっていくのかということが今回の狙いであると思いますので、どうかその方向で、今後の県立高校のあり方について、教育委員会の中で議論をしていただきたいと思います。よろしくお願いいたします。

最後の質問となりますが、全国で自動運転の実証実験が行われております。本県においても、近い将来の導入に向けて、実証実験等に取り組んで行く必要があると考えますが、総合政策部長にお伺いいたします。

○総合政策部長（日隈俊郎君） 自動運転につきましては、自動車メーカーなどの民間企業による技術開発が進むとともに、国においては、2020年までに特定地域での無人自動運転移動サービスの実現を目標とするなど、将来的な

普及に向け、内閣府や国土交通省を初め、官民連携等による実証実験が行われているところでもあります。

自動運転システムの実現・普及により、特に地方においては、高齢者等のための移動サービスの提供などが期待されますが、その一方で、車両の安全基準や交通ルールのあり方等の制度整備、また普及に向けた地域住民の理解・受け入れのほか、事業化に向けた採算性の確保などが求められますことから、現在、国を中心に、これらの課題について検討が進められております。

県といたしましては、国の動向を引き続き注視しつつ、自動運転システムの将来的な全国展開を見据え、自動運転に関する情報の収集や研修等を行うとともに、県内市町村等と連携しながら、地域公共交通の維持に資する自動運転システムの可能性について、実証実験を含め、検討してまいりたいと考えております。

○武田浩一議員 地域を回りますと、80代の方は全然運転されておりますし、中には90代の方も運転をされております。地方、過疎地域に行きますと、車がないとどこにも行けない状態です。近くに子供さんとかお孫さんがいらっしゃれば、まだ週に1～2回のお買い物であるとか、病院には行けると思いますが、コミュニティバスも、私の生まれ育った地元では週に1回です。週に1回しか来ないんです、コミュニティバスが。その中で、80歳になっても90歳になっても免許が返納できずに困っている方がいらっしゃいます。自動運転が本当に必要なのは、都会ではなくて地方ではないかという気がしております。どうか先進的に——今、予算が国から来ていないとかじゃなくて、自分たちから手を挙げて、宮崎が最初にやって、地方の自

動運転に取り組んで、先進的な事例をつくっていただきたいなと思っております。

本当に河野知事には、この宮崎のために、まずは4年間一生懸命頑張っていたいただきたいと思っております。私も同世代の者として、この日本に生まれ、宮崎で暮らす者として一緒に頑張ってもらいますので、よろしくお祈りいたします。以上で終わります。(拍手)

○外山 衛副議長 以上で本日の質問は終わりました。

あすの本会議は、午前10時から、一般質問、人事案件の採決及び議案・請願の委員会付託であります。

本日はこれで散会いたします。

午後2時45分散会